

2014年度～2023年度

第5次西原村総合計画



みんなに愛され、

みんなが^{あこが}憧れる

にしはらむら



平成26年3月
熊本県 西原村



Kumamoto Nishihara

Kumamoto Nishihara

2014年度～2023年度

第5次西原村総合計画

熊本県 西原村



ごあいさつ

～「みんなに愛され、
みんなが憧れる^{あこが}
にしはらむら」をめざして～



西原村は、豊かな自然環境、そして熊本市に近いという恵まれた立地条件のなかで順調に発展してきました。

そして、このたび、本村では、平成16年に策定した「第4次西原村総合計画」が平成25年度をもって終了することから、平成26年度からの10年間を計画期間とする「第5次西原村総合計画」を策定しました。

これまで、住民の皆様との協働のもと、各種施策・事業を積極的に推進し、一定の成果を残すことができました。

しかしながら、自治体を取り巻く社会経済情勢は、人口減少社会の本格的な到来をはじめ、国・地方を通じた危機的な財政状況など、大変厳しいものがあります。

こうした中であって、幸い、本村は、熊本都市圏の東部に位置することなどから、ベッドタウン化が進み、村全体の人口は増加傾向にあります。

今後とも、村民の皆様が西原村に生まれて良かった、西原村に住んで良かった、西原村に生涯住み続けたい、更には、西原村に住んでみたい、このように思われる村づくりを進めてまいります。

こうした反面、本村の基幹産業であります農業、そして商業等は厳しい状況にあると言えます。

今回策定した「第5次西原村総合計画」では、このような情勢を踏まえ、急速に進む少子高齢化、住民ニーズの多様化など、今後10年間を見据えた村づくりの基本理念を、「みんなに愛され、みんなが憧れるにしはらむら」と決めました。

今後、今回策定した総合計画に基づき、教育環境の整備、地域福祉及び住民の健康づくり、産業の振興、住環境の整備、住民参画の推進など、安全安心で、より一層生活しやすい、住民が誇りと夢を抱ける村づくりに努めてまいりますので、村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、ご審議をいただきました「西原村総合計画策定検討委員会」の皆様をはじめ、住民アンケート調査などで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。

平成26年3月

西原村長 日置 和彦

基本構想

第1部 序論

第1章 はじめに	4
第2章 計画の概要	5
1 計画の目的と役割	5
2 計画の構成と期間	5
3 計画の策定体制	7
第3章 西原村の特性	8
1 位置・地勢	8
2 人口構造	9
3 産業構造	14
第4章 時代の潮流	16
1 危機管理への対応	16
2 人口減少及び少子高齢化の進行	16
3 環境問題への取組と新エネルギーへの対応	16
4 生活様式の多様化	17
5 住民と行政の協働のむらづくりの推進	17
6 地方の主体性と自立の確保	17
第5章 住民ニーズからみたむらづくりの主要課題	18
第6章 むらづくりの評価からみた主要課題	20
1 産業振興分野	20
2 健康・福祉分野	21
3 自然環境分野	21
4 都市基盤・生活環境分野	21
5 教育・文化分野	22
6 協働・施策の推進分野	22
第7章 西原村の地域特性	23
1 人口動向からみた地域特性	23
2 地域資源からみた地域特性	24

第2部 基本構想

第1章 むらづくりの目標	28
1 基本的な考え方	28
2 将来像	29
3 むらづくりの基本理念	30
第2章 施策の大綱	31
1 施策の体系	31
2 政策分野別施策の大綱	32

前期基本計画

第1編 産業の振興

第1章 農林業	38
第2章 地域企業・企業誘致	40
第3章 商業	41
第4章 観光・イベント	42

第2編 都市基盤の整備

第1章 土地利用	44
第2章 道路	45
第3章 交通ネットワーク	46

第3編 生活環境の整備

第1章 住宅・住環境	48
第2章 上水道・下水処理	49
第3章 環境・衛生	50
第4章 安全・安心	52

第4編 健康・福祉の向上

第1章 保健・地域医療	56
第2章 地域福祉	58
第3章 高齢者福祉	59
第4章 子育て支援	61
第5章 障がい者福祉	63
第6章 社会保障	64

第5編 教育・文化の向上

第1章 学校教育	66
第2章 生涯学習	68
第3章 青少年育成	69
第4章 文化・芸術	71
第5章 スポーツ	73
第6章 人権・同和	75

前期基本計画

資料編

第6編 協働・施策の推進

第1章 住民との協働	78
第2章 男女共同参画社会	80
第3章 高度情報化	81
第4章 行財政運営	82
第5章 広域連携	84

用語解説	86
西原村総合計画策定検討委員会委員	92

第5次西原村総合計画

基

本

構

想

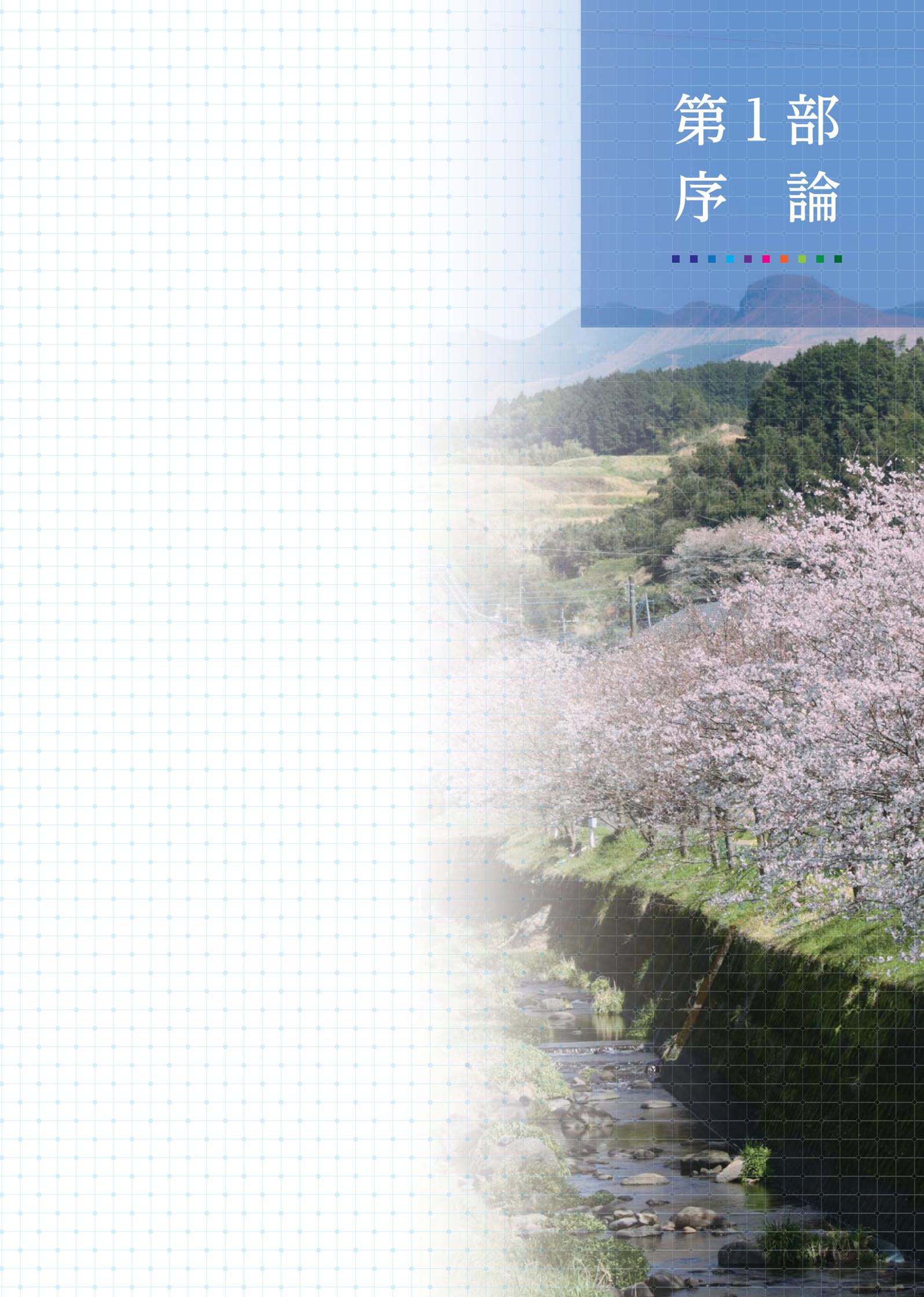
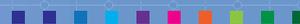
第1部
序
論

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

第2部
基本構想

第1章
第2章

第1部 序論



第1章 はじめに

本村は、平成16年に平成25年度までの10年間の計画期間とする第4次西原村総合計画を策定し、「健やかで、活力ある、自立した村」を将来像とし、その実現に向けむらづくりを進めてきました。

地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、人口減少社会の本格的到来、少子高齢化の進行、地球レベルでの環境問題、高度情報化の進展等時代とともに大きく変化しています。また、地方分権の推進により、地方は自らの判断と責任で地域を運営していくという観点からの大きな変革が求められています。

このような中において、本村はこれまで、産業、教育、環境、福祉の整備充実を村政の重点課題として、それらを含め様々な取組をしてまいりました。

しかしながら、農業を中心とした産業振興、団塊の世代を中心とした高齢者福祉や住民の健康づくりの充実、将来の村を担う人材づくりのための教育環境の充実等の行政課題に加え、人口増を背景とした社会情勢の変化に応じた新たな行政需要が予想されるところです。

これからの西原村は、村を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、安定した行財政運営を維持し、各種政策課題に対して住民と行政との協働のもと、地域自らの責任で自立し、活力とうるおいに満ち持続的に発展していくむらづくりを進めていかなければなりません。

このような観点から、次の時代を展望し、むらづくりを総合的かつ計画的に進めるため、今後のむらづくりの指針となる第5次西原村総合計画を策定しました。



第2章 計画の概要

1 計画の目的と役割

(1) 計画の目的

第5次西原村総合計画は、第4次総合計画の実績と評価を踏まえて、平成26年度(2014年度)からはじまる新しい西原村のむらづくりの指針となることを目的として策定します。

(2) 計画の役割

本計画は、以下のような役割をもっています。

- 住民と行政が西原村の現状、課題、将来の予測に関する情報を共有するための役割
- 時代の流れを認識し、将来目標達成に向けての政策を明らかにする役割
- 住民と行政の協働によるむらづくりの指針としての役割
- 国、県、広域圏及びその他関係機関と連携・協力するための役割

2 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、平成35年度(2023年度)を目標年度とします。

(1) 基本構想

基本構想は、本村の現状とむらづくりの課題を踏まえ、目指すべき村の将来像とこれを実現するための施策の基本的な方向を示すものです。基本構想の期間は、平成26年度(2014年度)を初年度とし、平成35年度(2023年度)までの10年間とします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想をもとにその目標を達成するため、施策の具体的な内容を部門別に体系化したもので、実施計画の基礎となります。

基本計画の期間は、前期5年、後期5年の10年間としますが、急激な社会情勢・経済情勢の変化により計画を見直すこともあります。

(3) 実施計画

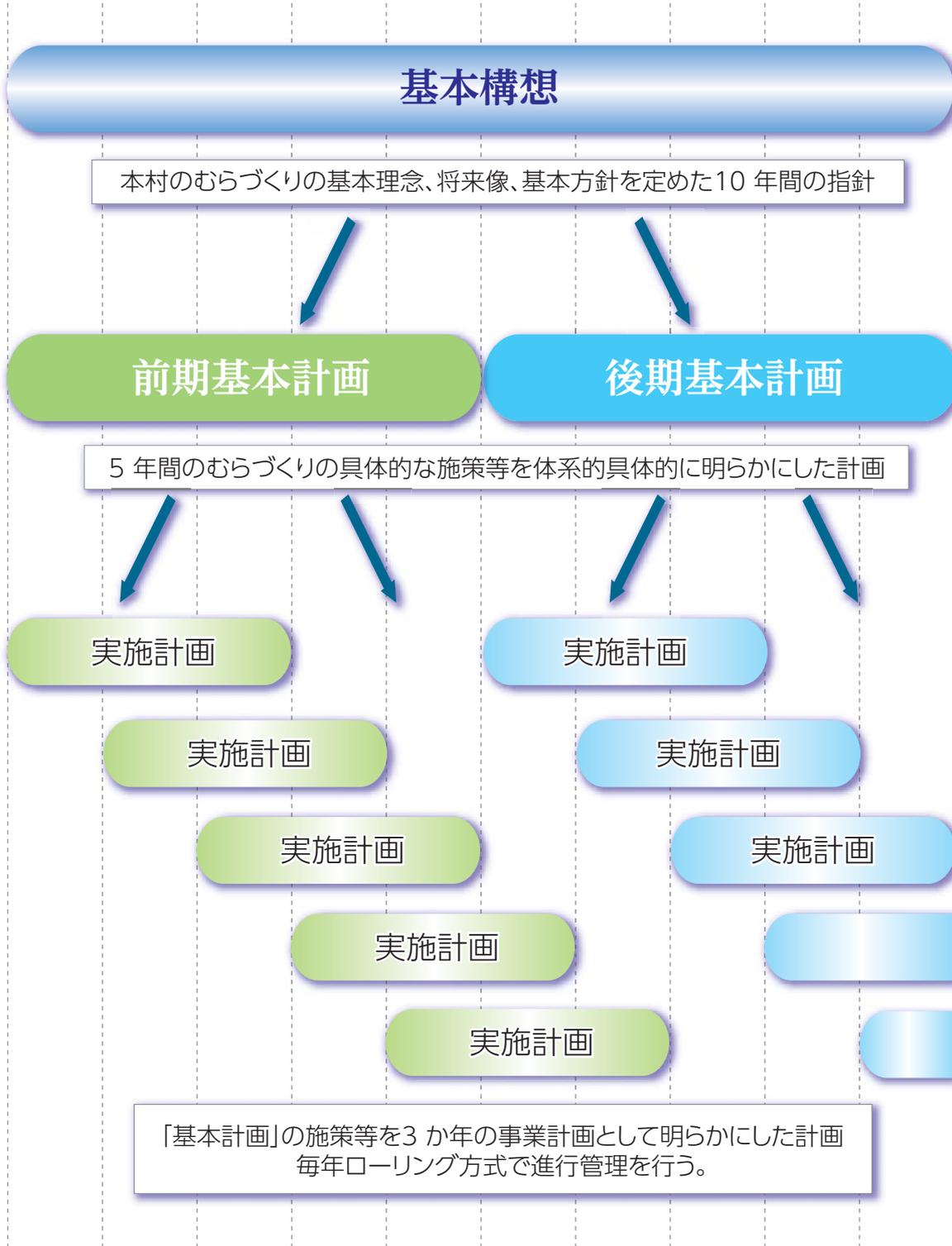
実施計画は、基本計画で体系化した各施策の実施年度や事業量、実施方法を具体化したものです。

実施計画の期間は3年とし、毎年ローリング方式により計画を策定していきます。

また、効果的かつ効率的な行財政運営を継続的に改善するため、計画に掲げられる施策や事業を対象とし、その必要性や有効性を評価していきます。

■総合計画の構成図■

平成
26年度 27年度 28年度 29年度 30年度 31年度 32年度 33年度 34年度 35年度



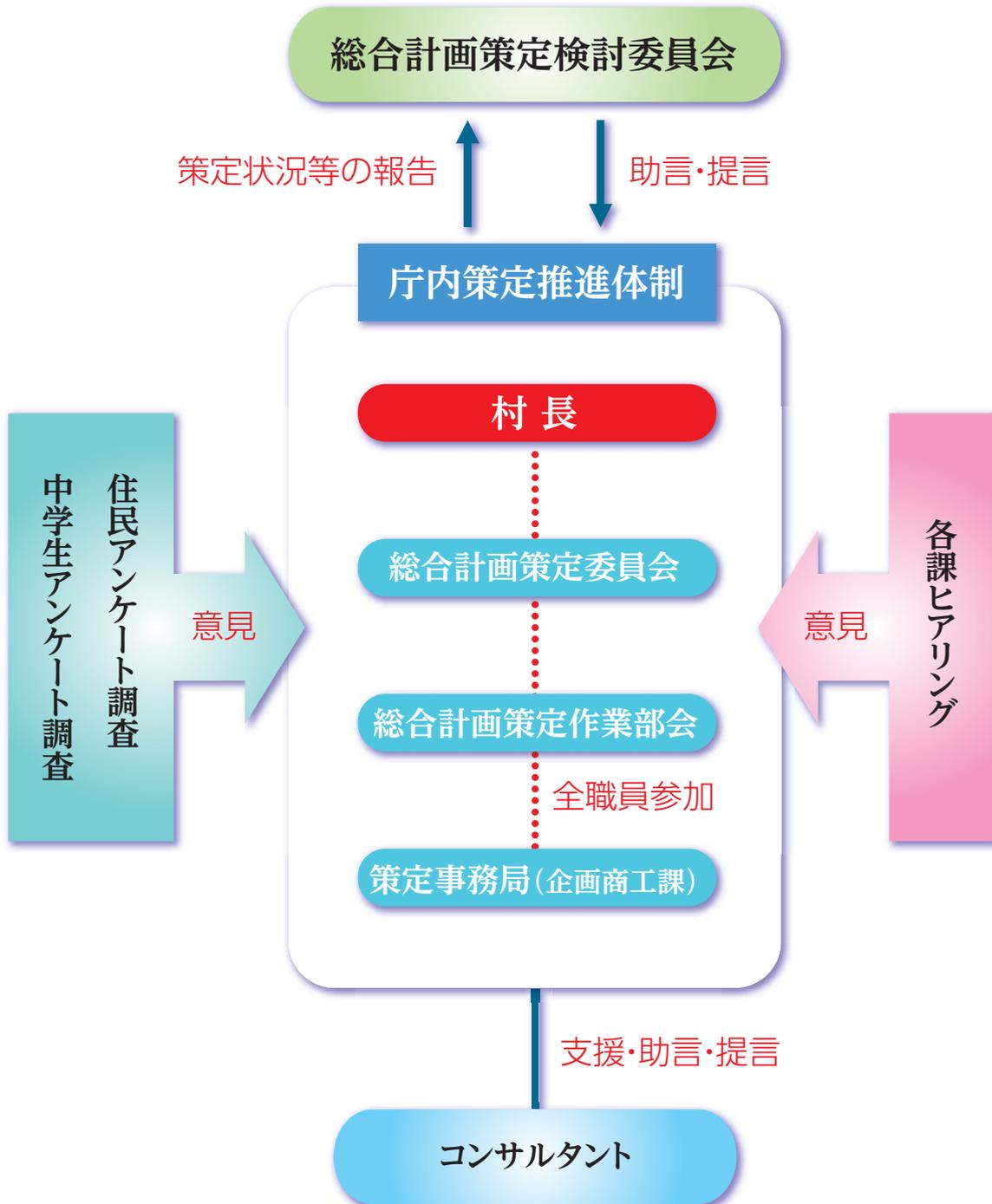
第1部
序
論

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

第2部
基本
構想

第1章
第2章

3 計画の策定体制



第3章 西原村の特性

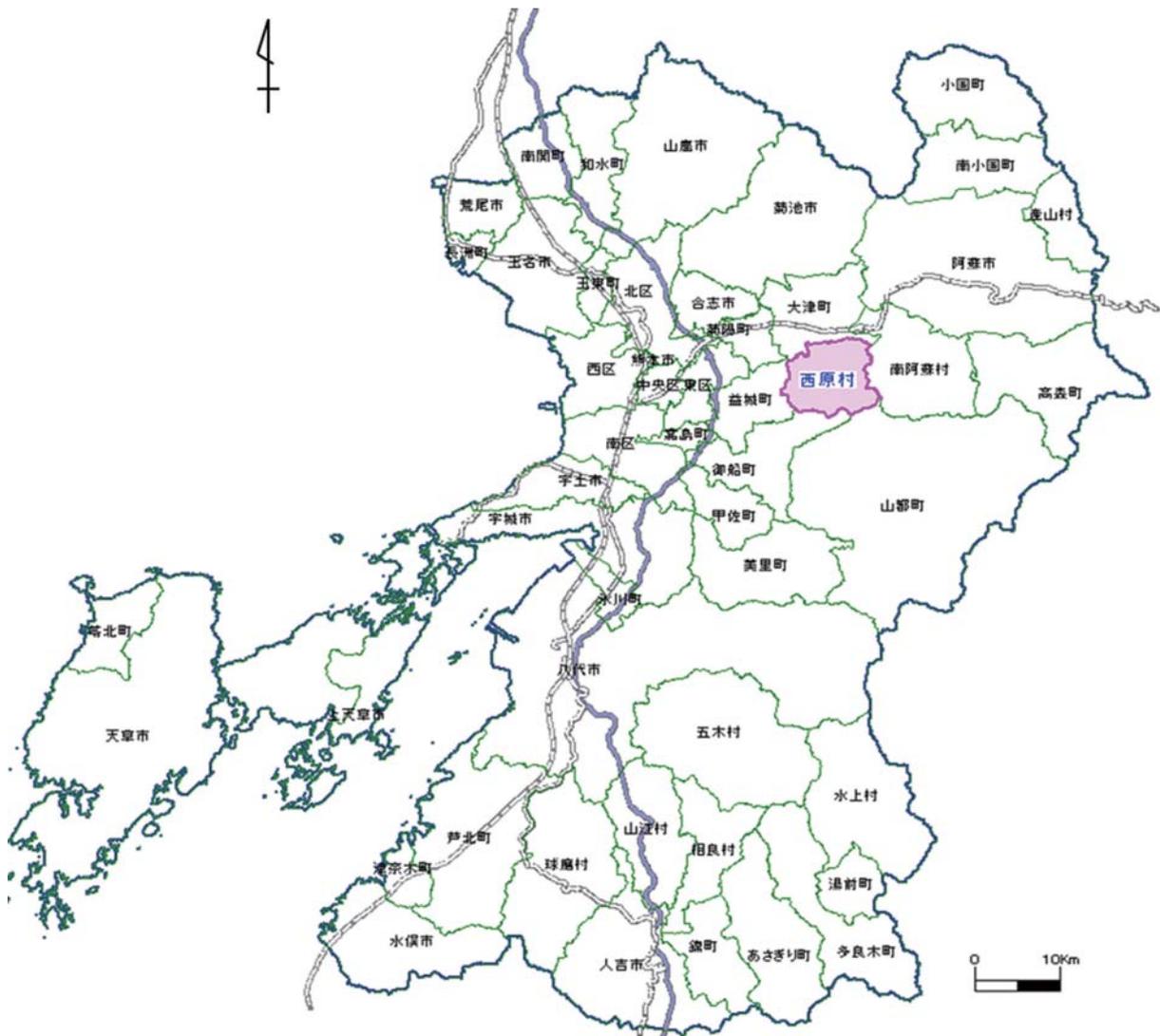
1 位置・地勢

西原村は熊本県の中心部熊本市から東方 20kmの地点に位置し、東西約 9 km、南北 8.5km、総面積 77.23km²で、東は阿蘇郡南阿蘇村に、北部は菊池郡大津町、北西部は阿蘇くまもと空港に、南は上益城郡御船町及び同郡山都町に接しています。

村の東部は、阿蘇外輪山の一部である標高 1,095 mの俵山を中心とする広大な原野と山林からなり、面積は約 6,126ha で総面積の 80%を原野と山林が占めています。

山麓と上益城郡益城町に接する台地は耕地として畑、または樹園地として利用されているほか、西流する鳥子川と木山川流域とその他の小河川流域では水田が拓けています。

■ 位 置 ■



2 人口構造

(1) 人口と世帯の推移

本村の人口は年々増加傾向にあり、昭和 60 年国勢調査時点（4,921 人）から平成 22 年国勢調査時点（6,792 人）までの 25 年間では 1,871 人の増加となっています。

■人口の推移■



人口同様、世帯数も一貫して増加傾向にあり、平成 22 年の国勢調査世帯数は 2,221 世帯です。世帯規模はやや縮小傾向にあり、平成 22 年の 1 世帯あたり平均人数は 3.06 人となっています。

■世帯数・世帯規模の推移■

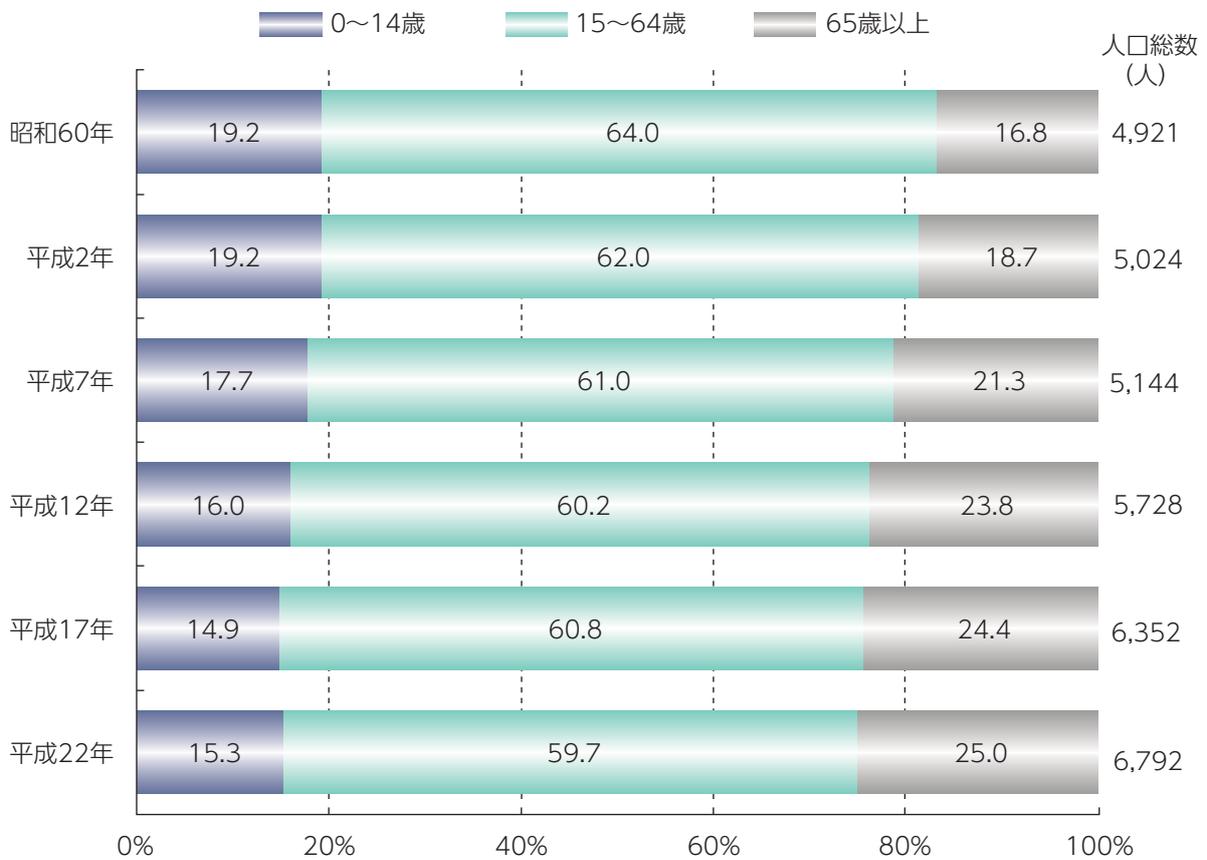


(2) 人口構成比の推移

総人口は増加傾向にあるものの、高齢者比率（65歳以上人口が総人口に占める割合）も年々上昇しており、平成22年時点で25.0%と4人に1人以上が高齢者となっています。

全国的には少子化が進行しているものの、年少人口比率（15歳未満人口が総人口に占める割合）は平成12年ごろから横ばいで推移しており、近年は少子化傾向に歯止めがかかった状態となっています。

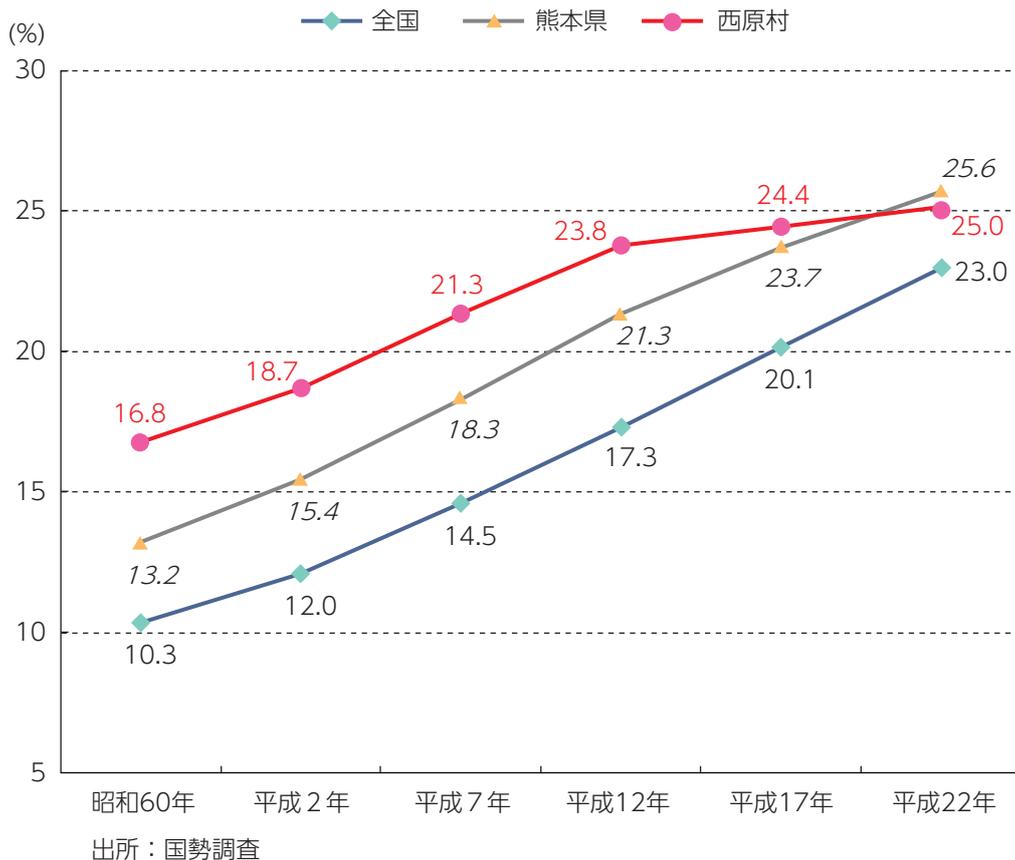
■年齢別人口構成比の推移■



出所:国勢調査 ※構成比は年齢不詳人口を除く人口に対する構成比。

高齢者比率（65歳以上人口が総人口に占める割合）を全国、熊本県、本村で比較してみると、全国と熊本県はほぼ同じ割合で上昇傾向にあり、本村は全国、熊本県を上回る水準で高齢化が進行してきましたが、平成12年以降は横ばいで推移しており、平成22年の高齢化率は25.0%と熊本県を下回っています。

■高齢者比率の推移（全国・熊本県・西原村）■



性・年代別にみた人口ピラミッドの変化をみると、平成12年の人口ピラミッドは10代に膨らみのある「ひょうたん型」の形態となっていますが、平成22年では15～19歳人口が大きく減少しており、高校卒業後、村を離れる若者が多いことが推察されます。ただし14歳以下の年少人口は増加傾向にあり、20代後半から30代前半までの人口も増加傾向にあります。

性別に見ると、男女比は平成12年の1.08から平成22年では1.06と推移し、人数的には男女格差が縮小してきています。平成22年時点では女性人口が男性人口よりも210人多く、特に85歳以上の高齢女性が大幅に増加している状況がみられます。

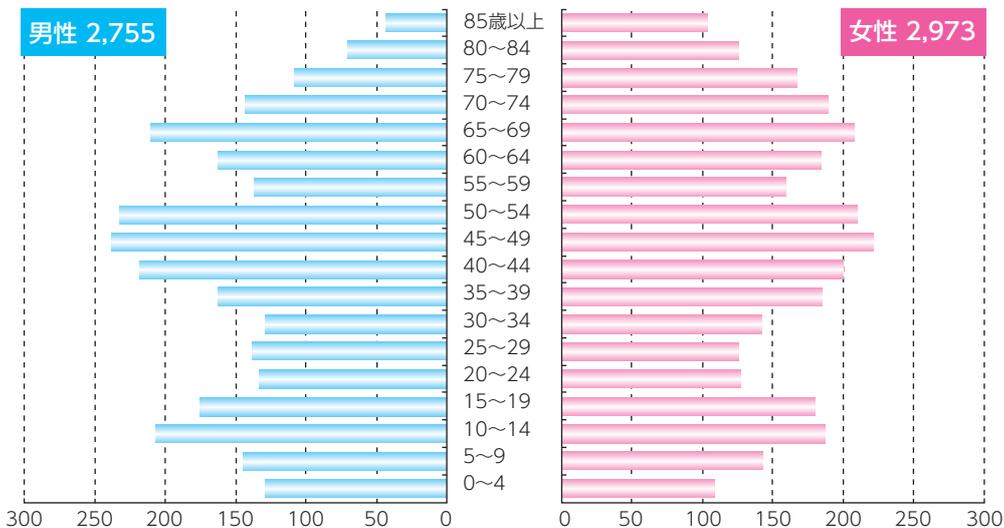
第1部
序論

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

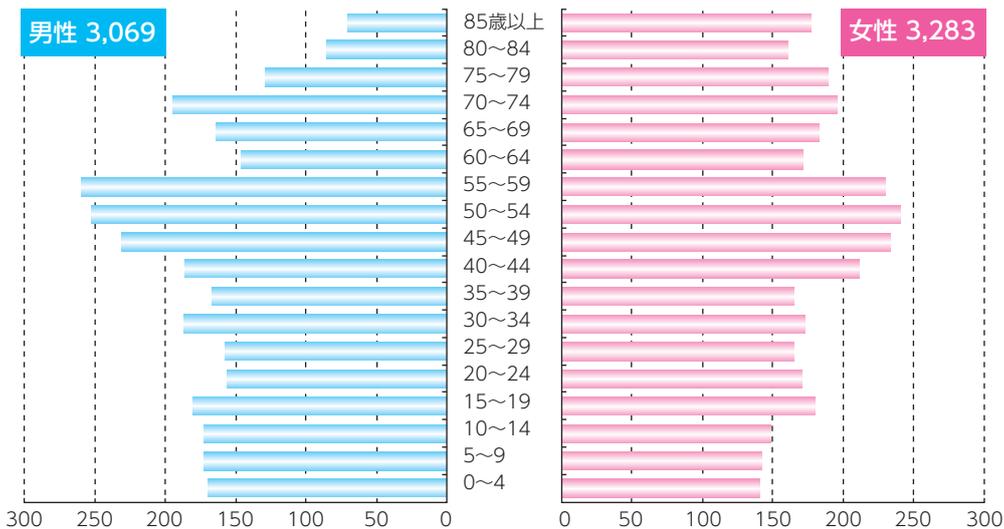
第2部
基本構想

第1章
第2章

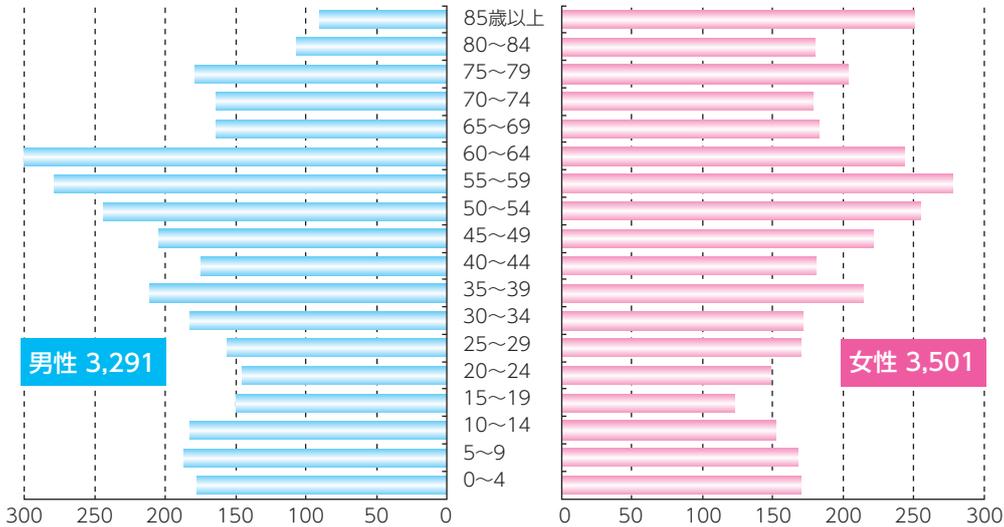
■ 国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（平成12年） ■



■ 国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（平成17年） ■



■ 国勢調査による5歳区分年齢・性別人口構成（平成22年） ■



(3) 人口動態

住民基本台帳人口による人口動態をみると、本村の出生・死亡数は出生が死亡を上回る“自然増”の状況から自然減の状況に変わりつつあり、近年は20人前後が自然減による減少となっています。一方、社会増減数は一貫して増加傾向にあり、近年は50人前後の流入増となっています。

自然増加率は平均−0.02%、社会増加率は平均+1.12%で、本村の人口増加の大きな要因は“自然減”よりも人口流入による“社会増”の影響が大きいといえます。

■自然増減・社会増減■

年度	自然動態			社会動態			純増減数	自然増加率(%)	社会増加率(%)
	出生	死亡	増減数	転入	転出	増減数			
平成15年度	66	62	4	332	257	75	79	0.06	1.24
平成16年度	53	58	−5	339	259	80	75	−0.08	1.27
平成17年度	59	50	9	328	252	76	85	0.14	1.18
平成18年度	63	61	2	435	285	150	152	0.03	2.32
平成19年度	70	76	−6	360	301	59	53	−0.09	1.00
平成20年度	73	57	16	336	271	65	81	0.24	0.93
平成21年度	71	59	12	383	295	88	100	0.18	1.29
平成22年度	63	80	−17	311	279	32	15	−0.24	0.48
平成23年度	59	67	−8	317	275	42	34	−0.11	0.70
平成24年度	63	83	−20	311	256	55	35	−0.29	0.81
平均	64	65	−1	345	273	72	71	−0.02	1.12

出所：住民基本台帳人口要覧

自然増加率：自然増加数（出生者数−死亡者数）÷前年度末日の人口×100

社会増加率：社会増加数（転入＋その他記載数）−（転出＋その他削除数）÷前年度末日の人口×100

3 産業構造

(1) 就業人口の推移

本村の平成22年の就業人口は3,560人で、増加傾向にあります。

産業別就業者の構成比の推移をみると、昭和60年の第1次産業就業者比率は39.9%と最も高いウェイトを占めていましたが、近年は18.6%と2割を切っています。第3次産業就業比率は年々上昇し、平成22年の3次比は55.5%と5割を超え、産業構造の3次化が進んでいます。

平成になって、第2次産業就業者比率は3割を超えていましたが、平成17年以降低下傾向にあり、平成22年の第2次産業別就業者比率は25.9%となっています。

■産業別就業者構成比の推移■



注) 総数には分類不能を含む。

出所: 国勢調査

(2) 民営事業所従業者数

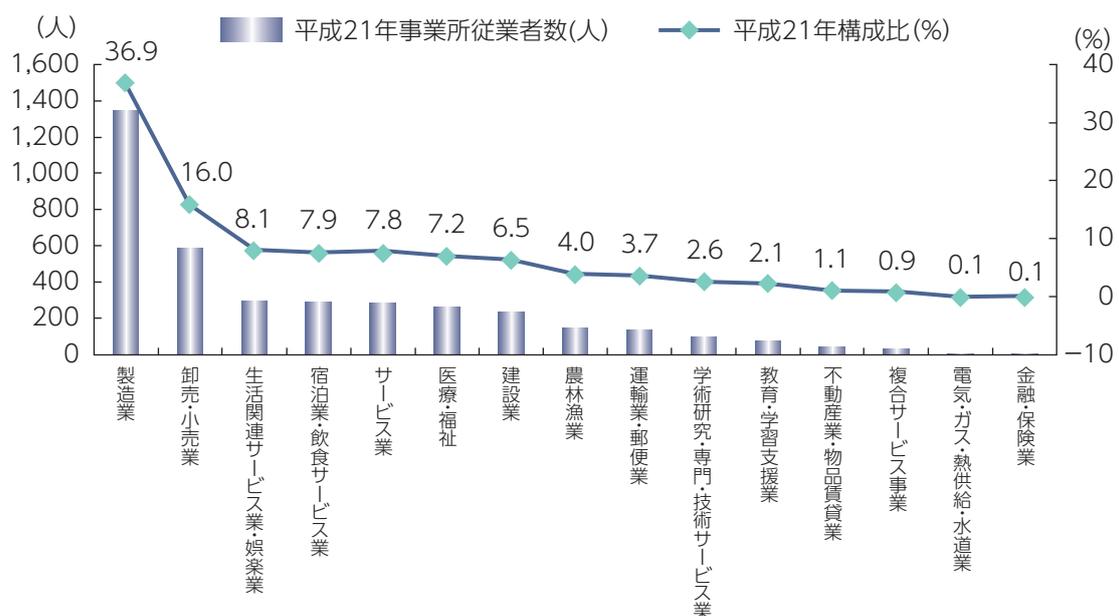
平成21年の経済センサス基礎調査による民営事業所従業者数をみると、「製造業」(36.9%)が突出して多く、次が「卸売・小売業」(16.0%)となっています。以下、「生活関連サービス」(8.1%)、「宿泊業・飲食サービス」(7.9%)、「サービス業」(7.8%)等サービス業が続いています。

■産業別従業者数（民営事業所）■

	平成21年 事業所従業者数(人)	平成21年構成比(%)
合計	3,650	100.0
農林漁業	145	4.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0.0
建設業	236	6.5
製造業	1,347	36.9
電気・ガス・熱供給業等	2	0.1
情報通信業	0	0.0
運輸業, 郵便業	136	3.7
卸売・小売業	584	16.0
金融・保険業	2	0.1
不動産業, 物品賃貸業	39	1.1
学術研究, 専門・技術サービス業	96	2.6
宿泊業, 飲食サービス業	288	7.9
生活関連サービス業, 娯楽業	294	8.1
教育, 学習支援業	77	2.1
医療, 福祉	261	7.2
複合サービス事業	32	0.9
サービス業	286	7.8

出所：H21年経済センサス基礎調査

■産業別従業者数・構成比（民営事業所）■



出所：H21年経済センサス基礎調査

※複合サービス事業：「郵便局」「郵便局受託業」「農林水産業協同組合」「事業協同組合」

第4章 時代の潮流

グローバル化が進行した現代社会では、経済の変動の速度や振幅が大きく、長期間に及ぶ経済予測を行うことは困難です。

そのような中にあっても、長期的な展望を持って計画的に行政運営を進めることは、村民の生活の安定を図るうえでも必要です。

一方で、社会経済情勢が大きく変動するなかにあっては、昨今の時代の潮流を踏まえた柔軟な対応も考えなければなりません。ここでは、国土形成計画の全国計画（平成20年7月）等を参考に、本村の特性を踏まえた特に注視すべき事項を以下にまとめます。

1 危機管理への対応

最近5年間にリーマンショックや口蹄疫等による影響、平成23年3月の東日本大震災、福島での原子力発電所による事故が発生する等、国民の生活に直接影響する事件・事故が発生しており、大震災以降、防災に対する関心が高まる中、突発的な危機への即応的な対策が求められています

2 人口減少及び少子高齢化の進行

総務省統計局の発表によれば、国内の総人口及び日本人人口は平成16年をピークに減少傾向にあります。

平成22年の国勢調査における高齢化率は23.0%であり、国立社会保障・人口問題研究所の中位推計では、10年後の平成32年（2020年）には29.1%となることが予想されています。

また、合計特殊出生率は、平成23年は1.39と平成17年の1.26を底に、おおむね上昇傾向にありますが、出生数自体は減少しており少子化はなお続いています。

今後、この人口構造はいびつな形となることが予想されるため、今まで以上に、安定した経済成長と労働力の確保に向けた取組、地域コミュニティの再生、交流人口等多様な人口の視点を取り入れた地域活性化の取組を進める等、本格化する人口減少、少子高齢化に向けた幅広い社会システムの構築が求められています。

3 環境問題への取組と新エネルギーへの対応

環境問題については、近年、深刻さを増しています。世界の人口や経済の拡大による地球規模での環境負荷の増加や生態系の変化等、環境に係わる課題が顕在化しています。

政府は平成21年9月の国連総会で、温室効果ガス削減の中期目標として、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税等の導入を通して、1990年比で2020年までに25%削減する

ことを掲げたものの、排出権取引を含めた削減率が否かはまだ示されていません。

このような中、福島での原子力発電事故をきっかけに、太陽光発電等自然再生エネルギーへの依存が高まっており、世界の先頭に立った環境問題への積極的な対応のため、社会活動のいたるところで創意工夫が必要となっています。

ごみの減量化は環境問題を考える上での基本的な取組であり、住民におけるごみの減量化や資源化に対する啓発をはじめ、公共施設全体にわたる省エネルギー及び省資源化に継続して取り組む必要があります。

併せて、再生可能エネルギーについては、将来の世代を考慮した総合的な環境対策が求められています。

4 生活様式の多様化

若年層や高齢者での単独世帯の増加等の家族形態の多様化が進んでいます。同時に、その生活様式も多様化してきています。

今後は、このような多様な働き方、居住の仕方、学び方等ができる「多選択社会」への対応を今後のむらづくり等に活かすことが必要です。

また、超高齢社会の中、団塊の世代が65歳以上の仲間入りをする平成27年を見越し、それ以前の年代とは違う、かれらがもつ「食」「住」等に対する「生きる」活力やこれをもとに培った多くの知識や経験を、地域は地域で支えるという「地域力」の醸成に活かすしくみづくりも求められています。

5 住民と行政の協働のむらづくりの推進

地域主義が進展する中、高度化、多様化する住民のニーズに対応し、独自のむらづくりを進めるためには、住民と行政が一体となって、様々な地域課題を解決する必要があります。

そのためには、行政への積極的な住民参画や、住民が自分で考え、行動できる取組が必要であり、広報広聴手段の充実のもと、政策形成過程から管理運営に至るまでの住民参画の仕組みづくりの確立や地域活動等への支援等が求められています。

6 地方の主体性と自立の確保

平成の大合併によって、平成11年3月末時点で3,232あった市町村は、平成25年1月1日時点で1,719まで減っている中、地域主義の進行は、ますます地方の主体性と自立を求めています。

地方自治体においては、長期債務の削減等を通して、財源不足に陥らないよう行財政改革等を通じた計画的で、効率的な行財政運営を進める必要があります。

第5章 住民ニーズからみた むらづくりの主要課題

住民アンケート調査結果や中学生アンケート調査結果等住民のニーズからみた、今後のむらづくりにあたっての主要課題を以下のように整理しました。

住民アンケート調査結果では、9割近くの住民が村への愛着もあり、これからも住み続けたいと考えているものの、暮らしやすさについては、判断しかねている側面も示されており、今後も村への愛着度や定住意向、さらには暮らしやすさを高めるためには、自然環境との共生のなか、快適で安全な生活環境づくりや交通網の整備、新たな基幹産業の創出等の村の基盤づくりを進め、買物利便性の向上等住民ニーズの充実に努める必要があります。

具体的には、生活環境面での「交通安全・防犯対策」、「環境保全対策」「道路の整備」「水道の整備」「消防・防災対策」「生活排水の処理対策」、教育・福祉面での「診療所・病院等医療の充実」「救急・高度医療の充実」「幼児教育の充実」「義務教育の充実」等の項目が、今後重点的に取り組むべき項目、維持が望まれる項目としてあげられており、それらへの対応が求められています。

■住民のむらづくりへの評価の背景■

区 分	項 目
村への愛着度	● 愛着を感じる 89.1%
定住意向	● 住み続けたい 88.7%
暮らしやすさ	● 満足 63.7% 不満 9.2%
住み続けたくない理由（第1位）	● 日常の買物等の不便さ（52.4%）
今後のむらづくりの方向	1位 生活環境づくり（39.8%） 2位 村の基盤づくり（38.8%） 3位 地域産業づくり（36.3%）
今後もっとも重要な項目 （「重視度」は高いものの 「満足度」が低い）	● 診療所・病院等医療の充実 ● 救急・高度医療の充実 ● 交通安全・防犯対策 ● 環境保全対策 ● 道路の整備
維持が望まれる項目 （「重視度」満足度」ともに高い）	● 水道の整備 ● 保育園（幼児期教育の充実） ● 消防・防災対策 ● 小中学校（義務教育の充実） ● 生活排水の処理対策

■分野別第1位の重点項目■

分 野		第1位重点項目
産業振興	農畜産業	農畜産業後継者の育成 (37.3%)
	商業	観光施設と連携した地元商店の活性化 (41.5%)
	工業	企業誘致の推進 (51.4%)
	観光・レクリエーション	広域的連携による観光ルートの設定 (43.2%) ●住民が考える観光地 第1位 依山及びその周辺 ●住民が考える特産品 第1位 さつまいも
環境	自然環境	水資源の浄化と保全推進 (45.4%)
	生活環境	景観に配慮したむらづくりの推進 (51.4%)
地域安全対策	地域防災	消防・救急体制の充実 (50.9%)
	交通安全・防犯	地域の防犯組織の育成・強化 (65.2%)
教育・文化・スポーツ	子どもの健全育成	いじめ、不登校をなくす教育環境整備 (46.4%)
	活動の活発化	各種スポーツ施設の整備 (24.9%)
交流	国際交流	協働による国際交流体制づくり (47.4%)
	地域間交流	特産物等を生かした国内地域との交流 (75.3%)
男女共同参画		育児・介護休業制度の一層の普及 (31.6%)
保健・医療・福祉	保健・医療対策	救急医療体制の整備 (47.2%)
	高齢者福祉対策	介護保険及びその他の福祉サービスの充実 (48.6%)
	障がい者福祉対策	ボランティア育成やネットワークの充実 (43.2%)
	子育て支援対策	保育サービスの充実 (30.6%)
人権		人権教育の推進 (33.6%)
住民参画		村民の意見を聞く機会や場の創出 (45.4%)

■中学生のむらづくりへの評価の背景■

区 分	項 目
定住意向	・住みたい 70.0%
住みたくない理由 (第1位)	・交通や買物等の不便さ (64.9%)
今後のむらづくりの方向	1位 生活環境づくり (47.4%) 2位 村の基盤づくり (36.8%) 3位 地域産業づくり・人づくり (27.4%)
大切にしたいもの、誇れる観光地	第1位 阿蘇ミルク牧場
大切にしたいもの、誇れる特産品	第1位 さつまいも・さといも
むらづくりのキーワード	1位 自然の豊かさ (47.4%) 2位 便利さ (45.8%) 3位 楽しさ (42.1%)

第6章 むらづくりの評価からみた主要課題

第4次西原村総合計画基本計画に対する施策・事業の進捗状況等に対する評価を通じたこれまでのむらづくりからみた主要課題は以下のとおりです。

1 産業振興分野

(1) 農畜産業

- 老朽化した農業施設の改修
- 集落単位での農地利用に対する対策の検討
- 営農指導や農業後継者の育成等の農業生産体制整備の継続的な推進
- 中核農家を中心とした高生産性畜産経営の継続的な推進
- 都市と農村の継続的な交流促進
- 甘藷等主要農産物の流通体制の構築

(2) 林業

- 林業担い手の育成強化

(3) 商業

- 異業種間交流や経営者支援、起業家支援についての取組手法等の見直し
- 農業、観光との連携における商業の関わり方についての見直し

(4) 工業

- 景気動向に配慮した企業誘致の継続的な取組

(5) 観光

- 観光資源のネットワーク化や地域周遊ルートのあり方についての見直し
- グリーンツーリズムの芸術・文化面等への拡大
- 観光振興を図るための関係者との連携等体制強化の継続的取組

2 健康・福祉分野

(1) 保健・医療

- 若年世代への健診受診や生活習慣病予防勧奨、保健指導の充実
- 個人を対象にした健診結果に基づく保健指導の充実
- 生活環境の多様化に対応した母子保健活動の充実
- 広域医療の一層の充実

(2) 福祉

- 子ども・子育て支援新制度に向けた多様な保育ニーズの提供、保育士の確保
- ひとり親世帯への支援の充実
- 第6期介護保険を見越した地域包括ケアシステムの充実に向けた人材の確保や体制の充実
- 第3期障がい福祉計画の着実な実行と障がい者への理解の促進
- 高齢者や障がい者の生きがい対策の見直し

3 自然環境分野

- 自然工法導入による河川環境整備の取組や交流の場としての森林原野活用の見直し
- 地域の特性を生かした農村景観等の保全に対する取組の継続
- 太陽光や風力等新エネルギー対策の見直し

4 都市基盤・生活環境分野

- 適正な開発行為の実効的な運用強化
- 計画的な土地利用の推進
- 空き家バンク設置の見直し
- 一般道路の計画的改良の推進
- 福祉タクシー料金助成の充実
- 老朽管の改善等水道施設の整備、水道料金格差是正等に対する取組の見直し
- 農業振興地域整備の見直し等計画的な宅地供給のための施策の見直し
- 地域防災訓練の実施方法の検討
- 防犯灯等の照明機器の維持管理
- 県警への信号機の設置に関する継続的な要請
- 光通信網を有効活用できる情報提供システム化の検討
- ホームページの内容の充実及び迅速な更新が可能な体制の整備

5 教育・文化分野

(1) 生涯学習

- 生涯学習関連講座における受講生やふれあい祭り等の一般入場者の確保

(2) 学校教育・その他

- 学校施設における非構造部材耐震化の早期改修
- 運動場・体育館の地域への開放の継続的实施
- スポーツ振興や健康づくりの拠点として、新しい体育施設等の整備
- パソコン機器の老朽化及びソフトの多様化への対応
- 村内だけのスポーツクラブ設立の見直し

6 協働・施策の推進分野

- 地区公民館新設における地元地域負担の軽減
- 地域づくり補助金活用内容の固定化への対応
- むらづくり団体やリーダー育成への取組の見直し
- 住民参加システムとしての委員公募やパブリックコメント導入の検討
- 他市町村の広報活動等を踏まえた広報誌の技能の向上
- 行政評価制度導入の継続検討
- ごみ処理における6町村での広域化についての協議の推進

第7章 西原村の地域特性

1 人口動向からみた地域特性

人口は、自治体の趨勢をみる基本となる指標です。近年、本村は、近接性から熊本市等周辺自治体からの流入等により人口は平成22年の6,792人から平成32年までの10年間で300人程度増加することが予想されます。

中でも、労働力人口の中核となる30代とその子ども世代にあたる年少人口、さらには団塊の世代である50歳～64歳は大きく増加しています。

しかし、これからの10年間をみると、これらの年代が、40代の中年層、65歳以上の老年人口の増加にシフトしていくことが予想されます。

このような中であっては、他都市から流入してきたこれら中年層や高齢層に対応した、また、新たに流入してくる30代とその子どもたちを対象にしたむらづくりのあり方が問われています。

■西原村年齢階級別人口の推移■

(単位：人)

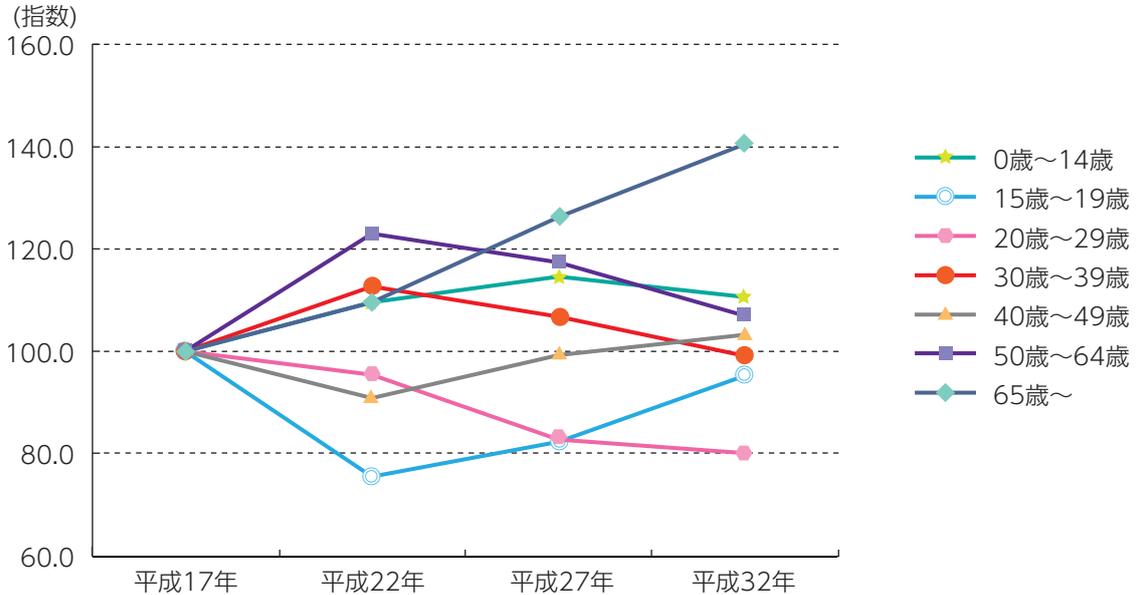
		平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口		6,352	6,792	6,984	7,045
年少人口	0歳～4歳	310	347	331	306
	5歳～14歳	634	687	750	738
	計	944	1,034	1,081	1,044
生産年齢人口	15歳～19歳	360	272	296	343
	20歳～29歳	649	619	537	520
	30歳～39歳	690	777	737	684
	40歳～49歳	860	781	853	888
	50歳～64歳	1,300	1,598	1,525	1,390
	計	3,859	4,047	3,948	3,825
老年人口	65歳～74歳	737	690	874	1,056
	75歳以上	812	1,008	1,081	1,120
	計	1,549	1,698	1,955	2,176

(注1) 年齢不詳があるため、年齢別人口の合計と総人口が必ずしも一致しないものもある。

(注2) 平成26年2月末現在の住民基本台帳人口は、7,093人となっています。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 推計人口

■平成17年を100としたときの西原村年齢階級別人口指数の推移■



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所 推計人口

2 地域資源からみた地域特性

本村の地形的・地理的な位置づけは、「食料・農業・農村基本法第35条にある中山間地域」の定義に近く、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と考えられます。

しかし、本村の場合、この中山間地域の定義とは異なった魅力的な地形的・地理的なイメージが考えられます。

- 農業生産活動による国土の保全や水資源の涵養
- 多様な食料の供給
- 豊かな伝統文化や自然生態系の保全
- 都市住民に対する保健休養の場の提供

この魅力的なイメージを形成しているのは、本村のもつ以下の地域特性や地域資源と考えられ、これらを生かしたむらづくりを考えていく必要があります。

地理条件からみた地域特性

- 熊本都市圏にあり、熊本中心部から30分～40分
- 多様な食料を提供できる
- 熊本市から阿蘇への道路網が多様でわかりやすい
 - ・県道28号線
 - ・グリーンロード 等



観光資源・文化資源等豊富な地域資源

- 見る（自然・歴史・文化）
 - 俵山 白糸の滝
- 楽しむ（施設・イベント・グリーンツーリズム）
 - 糸舞季（しぶき） 萌の里 風の里 ゴルフ場
- 食べる（特産品・直売所）
 - 萌の里 らくのうマザーズ阿蘇ミルク牧場
 - さつまいも さといも 牛 豚 酪農 養鶏
- 伝える（伝統文化・祭り）
 - お法使祭り 八王社遷宮祭 ふれあいまつり
- 住む（移住等）
 - 熊本市からの流入
- ひと（地域の活動） ※本村独自の各世代に応じた様々な事業
 - 山 河 塾：青壮年の活性化
 - 河の子塾：小学生の環境学習
 - 山の子塾：小学校6年生の交流集団宿泊事業
 - 民の子塾：中学生の職場体験学習

第 2 部 基本構想



第1章 むらづくりの目標

1 基本的な考え方

「むらづくり」とは、まず自然、景観、文化等の環境が整うことによって、住民の心が豊かになっていること」と考えられます。

西原村においては、西原村に暮らすすべての人々が幸福な人生を送れるような環境を整えることによって「むら」の活力・元気・魅力を生むことといえます。

- ➔ 「環境」とはすべての人々の暮らしを包む自然、景観、文化等の総称
- ➔ 「活力・元気」とは経済的なことだけでなく、基本は心の豊かさ

つまり、西原村のむらづくりを進めていくにあたっては、様々な施策の取組を通して、住民が物質的あるいは精神的な幸せを感じることも、もっとも大切です。

そのため、人口増が進む本村においては、熊本市等他都市からの移住人口や大観光地阿蘇への流入人口との交流は不可欠であり、定住人口だけでなく、交流人口を増やすことによって、地域の活力を高めていこうという意識を強めることが必要です。

本村の施策も「住んでよし」の追求はもちろんのこと、「訪れてよし」の追求も共に意識していかなければなりません。

このように、住民だけでなく、村外の人々も含め、「幸せ」を実現していくためには、目標年度である平成35年度（2023年度）に、本村がどのような状態になっていることが望ましいかを明確にする必要があります。

そのために、「住みやすいむら」「訪れてみたいむら」「みんなでつくるむら」の3つの視点を、第1部で明らかになった本村の主要課題が解決された望ましい状態としての「将来像」として設定します。

そして、その状態に到達したときのむらの姿を「基本理念」として表現し、住民・民間・行政等、本村の全ての構成主体が、協働してその実現を目指していきます。

2 将来像

むらづくりの主要課題が解決された状態を、「住みやすいむら」「訪れてみたいむら」「みんなで作るむら」という3つの視点から整理し、「将来像」として設定します。

将来像1

みんなが安心して暮らせるむら

将来像が実現されると…

- ◆ 緑豊かな森林がきれいな水を育み、美しい自然の中で生活できる喜びを感じています。
- ◆ 日々、安全で安心に、楽しく暮らしています。
- ◆ 子どもを産み育てられる環境が整い、子どもたちも元気に健やかに育っています。
- ◆ 高齢者や障がいをもつ方々が生きがいをもち、いきいきと暮らしています。



将来像2

みんなに選ばれ、訪れるむら

将来像が実現されると…

- ◆ 熊本都市圏からの近さやすばらしい農村景観や生活環境に魅力を感じて、移り住む人が絶えません。
- ◆ 豊富な観光資源とそれに伴うにぎわい空間が整備され、たくさんの方が訪ねてきます。
- ◆ 特産品等が広く知れ渡り、活発な経済交流が行われています。



将来像3

みんなでつくるむら

将来像が実現されると….

- ◆住民参加機会や情報の共有機会が増えています。
- ◆ボランティア活動関連の取組が一層進んでいます。
- ◆住民と行政が協力したむらづくりが進んでいます。



3 むらづくりの基本理念

3つの「将来像」が実現されたときの西原村の姿を、「基本理念」としてわかりやすく示すことによって、住民、地域、企業、行政が一体となって、これからのむらづくりを進めます。

基本理念

みんなに愛され、みんながあこが憧れる にしはらむら

10年後の本村は、「みんなが安心して暮らせるむら」として、住民から愛されています。そして、村外の人からも「みんなに選ばれ、訪れるむら」として愛されるようになっています。

さらに、みんなから愛されるむらが、「みんなでつくるむら」としてみんなで支えられていることによって、住民の西原村に対する愛着や誇りは一層強くなっています。

この「みんなに愛され、みんなが憧れる にしはらむら」という基本理念は、これら3つの将来像に共通するむらづくりの姿を示しています。



第2章 施策の大綱

1 施策の体系

3つの将来像を実現するために必要な施策の基本方向を、政策分野別に「施策の大綱」として定め、諸施策の体系的・総合的な推進を図ります。



2 政策分野別施策の大綱

本計画では、3つの将来像を踏まえた上で、各政策分野別に取り組むべき基本施策の基本的方向（施策の大綱）を定めます。

（1）産業の振興

老朽化した農業施設の改修や農地利活用対策の推進等生産基盤の整備を進め、担い手の確保や地域の特性を活かした主要農作物の流通体制の構築等生産性、収益性の高い農林業の振興を図ります。

また、異業種間交流や経営者支援の充実及び農業、観光との連携等による地場企業の育成を図るとともに、景気動向に配慮した企業誘致の継続的な取組を推進します。

観光資源間のネットワーク化や阿蘇地域の周遊ルートの在り方について、本村の持つ多様な地域資源の活用を通して再検討するとともに、実現のための体制強化についての継続的な取組を推進します。

（2）都市基盤の整備

適正な開発行爲の実効的な運用強化を図るとともに、美しい街なみ景観や農村景観に配慮した、計画的な土地利用への取組を推進します。

自然を生かした一般村道の計画的な改良を推進し、生活に密着した安全で人に優しい道路整備を推進します。

また、福祉タクシーシステムの充実をはじめ公共交通の利便性向上を図り、住民の移動の利便性を確保します。

（3）生活環境の整備

宅地供給については、農業振興地域整備の見直し等計画的な供給が可能な施策の検討を行うとともに、公営住宅については「西原村公営住宅等長寿命化計画」に基づく維持・管理に努めます。

老朽管の計画的な更新や水道施設の点検・修理（改良）、水道料金格差是正等への取組の充実等を通して安全で安定した水の供給を図るとともに、浄化槽の普及促進に努めます。

また、ごみの減量化・再資源化等による循環型社会の形成を促進します。

自然工法等による河川環境の整備の継続的な取組を推進します。また、太陽光や風力等新エネルギー対策への取組を推進します。

防災対策については、防災行政無線等の防災情報ネットワークの整備強化を図るとともに、地域防災訓練の充実等地域における迅速に対応できる消防・防災体制づくりを進めます。

また、交通安全施設の整備を含め警察、学校その他関係機関との連携による地域一体となった交通安全対策と防犯対策を推進し、村民が安心して暮らせる安全・安心のむらづくりの実現をめざします。

とくに、防災対策については、今後整備を進める総合体育館を防災避難拠点として位置づけ、村役場との連携による防災機能の充実を進めます。

(4) 健康・福祉の向上

特に若年世代への定期的な健康診断や生活習慣病予防対策の必要性への啓発を含めた各種保健事業や母子保健事業の充実を通して、心と体の健康づくりを進めるとともに、住民の命を守るため、救急体制及び安心で広域医療サービスの充実に努めます。併せて、総合体育館の整備に合わせ住民全体の健康づくりに寄与するプログラムやイベントの開催等運用面の充実を図ります。

高齢者や障がい者及び子育て等の支援を必要とする住民の総合的な支援を身近な地域で行える地域福祉を実現します。

地域包括ケアシステムの充実が、今後強く求められるなか、介護予防をはじめ高齢化社会に配慮したデイサービスを中心とした在宅福祉サービスの充実や生きがい対策の充実等総合保健福祉対策を推進し、みんなで助け合い高齢者がいきいきと、幸せに暮らす長寿社会の実現を目指します。

子ども・子育て支援新制度による新しい取組を通して、子どもの人権の十分な尊重や地域の人材を活かした子育て家庭への支援を含め健やかに生まれ育つことができる多様で利用しやすい子育てサービスを充実します。

障がい者の自立生活を支援する総合的な福祉サービスの充実や社会参加、雇用・就労を促進するとともに、住民が障がい者に対する理解を深め、共に支え助け合える住みやすいむらづくりを目指します。

国民健康保険制度の健全化とともに、国民年金制度の正しい普及・啓発及び要介護高齢者や介護家族等の福祉ニーズに適確に対応した介護保険制度の充実に努めます。

(5) 教育・文化の向上

これからの西原村を背負っていく子どもたちに対しては、学校教育への地域の支援は欠かせません。そのため、地域社会から信頼される地域に開かれた学校づくり、地域での支援体制づくりに向けた人材の発掘・育成に努めます。併せて、基礎学力の向上に努めます。

特別支援教育や不登校対策に向けた専門的な知識や技術をもつ人材の確保とともに、教育相談体制、特別支援教育の充実を図り、「生きる力」「豊かな感性」をもつ児童・生徒の育成に努めます。また、計画的な学校施設・設備等の充実に努めます。

生涯学習センター「山河の館」を活用した多様な生涯学習機会の充実により、だれでも、いつでも学習できる支援体制づくりを進めます。

とくに、生涯学習は地域の活性化や地域の社会風土に与える影響は大きく、その必要性の啓発を推進するとともに、住民ニーズを的確にとらえた支援策に取り組みます。

安全で安心して子育てをするためには、保護者に対する多様な機会を通じた家庭教育の取組が重要であり、教育行政と子育て行政の連携による保護者啓発や子育て支援策の充実

を図ります。

本村の長い年月の中で培われてきた歴史や文化の継承とともに、将来の文化発展に寄与する文化活動や文化財保護・保存・活用を推進します。

とくに、村内に居住する多くの芸術家との連携は、本村独自の文化活動を育てていく上で欠かせない取組です。

また、地域振興の面からも21世紀型の生活文化の創造として、本村のもつグリーンでかつクリーンなイメージを持続させるため、「にしはら自己啓発の日」を背景に、教育づくり・健康づくり・福祉づくり・環境づくり等様々な面で自分を高めることが必要であり、この「グリーン・クリーン」な生活文化に対する住民の意識の高揚を図っていきます。

同和問題をはじめとするあらゆる人権侵害・差別問題をなくしていくための人権・同和教育及び啓発の継続的・計画的な取組を「西原村人権教育・啓発基本計画」を踏まえて進め、全ての行政施策を人権施策として踏まえた人権行政を推進していくことで、心豊かな人権のむらづくりを目指します。

さらに、歴史・文化・スポーツ等を通じた自主的な地域間交流、本村の歴史・文化や観光資源を通じた新たな発見をもたらす国際交流等の多様な交流環境づくりを進めます。

とくに、住民がスポーツに親しめる環境の充実を図るとともに、本村のスポーツ振興や健康づくりの拠点として、新たな総合体育施設等の整備に取り組みます。

(6) 協働・施策の推進

「住民主役」という視点のもと、住民・民間・行政が、お互いの立場を認め尊重することを基礎に、自立した対等の立場で協力し合う「協働のむらづくり」を推進します。

これからの協働のむらづくりに欠かせない地域力の醸成においては、地区公民館活動を核としたむらづくり団体や地域リーダーの育成、そのための補助金等支援策の充実を図ります。

男女が、社会の対等な構成員として互いを尊重し認め合い、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別にかかわらず能力に応じて利益を享受することができる社会の構築をめざします。

ホームページ等の情報・通信受発信基盤の充実や子どもからお年寄りまでが情報化社会に適応するための学習機会の充実に努めるとともに、個人情報保護法の理念を踏まえた情報管理の徹底を図ります。

また、中長期的な視点に立って持続可能な財政基盤の確立を目指すとともに、行政評価制度導入を視野に入れた行政サービスの向上、事務事業の量に応じた職員の適正配置、職員の資質の向上等による適正な行財政を推進します。

さらに、周辺市町村との連携によるごみ処理対策等のための広域組織の充実を図ります。

第5次西原村総合計画

前

期

基

本

計

画

第1編
産業の振興

第1章
第2章
第3章
第4章

第2編
都市基盤の整備

第1章
第2章
第3章

第3編
生活環境の整備

第1章
第2章
第3章
第4章

第4編
健康福祉の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第5編
教育文化の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第6編
協働施策の推進

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

■前期基本計画施策体系■



第1編



産業の振興

第1章 農林業



The present condition and a subject

現状と課題

農業基盤

本村では、補助事業を活用する等、施設の新設や改良を行い、競争力強化を図っていますが、施設が老朽化しているところも目立ち、今後も継続した対策が必要です。また、集落内に担い手がいないケースが多く、集落単位での農地利用には限界があり、今後とも、基盤強化法を活用し、認定農家を中心に農地の流動化を一層促す必要があります。

農業生産体制

本村では、農業の専門化、高度化が求められている中、水田面積が少なく、整備率が低いため生産組織が育ちにくい環境にあります。

また、後継者対策等を踏まえた空き家バンクの設置は、具体的な取組には至っておらず、今後、見直しが必要です。

畜産経営体制

畜産農家の数は減少したものの、中核農家の頭数増により家畜頭数についてはおおむね横ばいであるものの、経営所得安定対策等補助事業の活用により、粗飼料生産の面積は拡大しています。

また、家畜排せつ物の適正管理や農業用廃プラスチックの適正処理については、関係農家、団体に指導を行っています。

農作物の生産・流通等

本村の主要生産物である甘藷については、新品種を導入することで、販売につながっています。ユズについても、栽培技術の向上を図り加工用から青果用への転換により農家所得の向上が図られましたが、流通面については十分ではなく、今後の課題となっています。

併せて、農産物等を活用した都市との交流についても引き続き取り組んでいく必要があります。

林業生産基盤や人材育成

間伐や間伐作業道路網の整備を行うとともに、未利用原野を中心に植林を行っています。森林の経済林としての価値が低下し続けていることを背景に、担い手の育成ができない状況にあります。

森林資源の利用促進

県産材の利用促進のため西原村生涯学習センターのような活用を図るとともに、特用林産物の生産のための村有林の活用が必要となっています。

有害鳥獣被害防止対策

毎年鳥獣による農林作物被害が増加しており、村一体となって被害の減少に取り組んで行く必要があります。被害の状況や被害地域の把握、総合的な被害防止対策を実施していく必要があります。

基本方針

Basic policy

農畜産業の振興について、農業生産基盤の整備とともに農畜産業生産体制の効率化により、担い手の育成・確保、農地の有効利用等を推進するとともに、地域の特性を生かした特産品づくりを支援し、農業の振興を図ります。

林業の振興について、森林再生により森林の公益的機能の増進を図るとともに、林道等林業基盤の整備を推進します。また、森林資源の活用について検討を進めます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 農畜産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地基盤整備、農道及び水路の新設、改修を行い、農業の競争力強化を図るとともに、農地の流動化を加速していきます。また、「人・農地プラン」の随時見直しを行い、担い手への農地の効率的集積を図ります。 ● 共同利用機械の普及を図り任意組織の設立育成に取り組むとともに、J A、県と連携した営農指導の体制整備を図ることで法人化志向農家の育成を図ります。 ● 導入牛の補助等を継続し改良増殖を進めるとともに、原野を維持し、採草・放牧ができる環境の維持を図ります。併せて、稲発酵粗飼料の作付け等の推進を進めます ● 稲発酵粗飼料との耕畜連携の取組を継続することによって、地域循環型の営農方法を目指します。 ● 堆肥センターの積極的な利用を推進し、農業用廃プラスチックの適正処理を進めるため、助成等を継続していきます。 ● 甘藷の新品種の定着のため、既存の市場流通での単価向上を図ることによって、後継者の育成につなげるため、消費地における販売促進に努めます。 ● 里芋についても、選果機の更新等により市場評価の向上を図ります。 ● 熊本都市圏近郊という立地条件を活かして都市住民と農村との交流を促進します。 ● 有害鳥獣対策として、駆除隊による駆除及び電気牧柵等の設置補助を行い被害の減少を図ります。
2. 林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も間伐の促進に努めるとともに、未利用原野を中心に植林事業の推進を図ります。併せて、林業従事者の育成についての取組を継続していきます。 ● 森林資源の利用促進のため、引き続き公共施設等への県産材の利用を推進します。 ● 村有林原木の定期的な入札を通して、特用林産物生産者に安定的に原木を供給していきます。

第2章 地域企業・企業誘致

現状と課題

The present condition and a subject

地域企業の育成

異業種交流や新製品開発を通じた地域企業の育成については、企業個別での取組に差異があるため、行政としての取組には至っていません。

企業誘致の推進

企業誘致は個別に対応していますが、景気動向に大きく影響を受けるため、新規の企業進出について具体的な動きは不透明な状況です。

基本方針

Basic policy

地域企業の育成・支援を行うとともに、企業誘致については、景気の動向を把握するとともに、企業立地情報等の積極的な提供をおこないながら、新たな企業誘致に取り組みます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 地域企業の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 異業種交流や新製品開発に関する情報提供や道路等の基盤整備の検討を通して、地域企業への育成・支援に引き続き取り組みます。 ● 「西原村企業連絡協議会」活動を充実し、地域企業間の情報交換や交流を通じた、地域企業との連携を強化するとともに、地域企業の事業活動を支援し、地域企業の持続的な発展に取り組みます。
2. 企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな企業誘致と同時に工場等の増設など、新たな投資を促進するため、企業ニーズの把握を通して、工業団地の整備を進めるなど、立地条件の整備を図ります。
3. 雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域企業の育成や積極的な企業誘致への取組を通して、雇用機会の増大と若年層の定住化に努めます。



第1編 産業の振興
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第2編 都市基盤の整備
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第3編 生活環境の整備
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第4編 健康福祉の向上
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第5章
 第6章
 第5編 教育文化の向上
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第5章
 第6編 協働施策の推進
 第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第5章

第3章 商業

現状と課題

The present condition and a subject

商業圏広域化への対応

近年、消費者の生活スタイルや意識の変化、車社会の進展といった社会状況の変化に伴い、ワンストップ型の郊外型商業施設の進出やインターネット購買の増加等の影響を受けて、商業圏の広域化が進展しています。

商店の活性化については、各種助成や融資等を通して商工会と行政が連携しながら進めていくとともに、後継者の育成を行うことが必要になっています。

併せて、観光と結びつけた商品開発や販路拡大等の検討を引き続き、関係課・関係団体との連携を通して進める必要があります。



基本方針

Basic policy

商工会と行政が連携し、観光と結びつき、地域に密着した商業の活性化を進めていきます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 商業	<ul style="list-style-type: none"> ● 商工会活動との連携のもと、事業者の声を踏まえ地域に根差した商業活動のあり方について助成や融資等を含め検討を進めます。 ● これらの検討を通して、地域商業を牽引できる人材との発掘と育成を図ります。 ● 村内の農林畜産物を活かした商品開発や観光サービス事業との結びつきによる販路拡大等、各業種との連携を密にした商業振興や消費者のニーズを的確に把握し、これに対応した情報提供や買物環境の利便性の向上のため、協議会等を踏まえた関係課及び関係団体との連携強化を図ります。

第4章 観光・イベント

現状と課題

The present condition and a subject

観光資源の活用と連携

本村に豊富な観光資源があるにもかかわらず、効率的で有効なネットワーク化が図られておらず、熊本都市圏と阿蘇地域との結節効果が十分に発揮できていません。

今後は、(公益財団法人)阿蘇地域振興デザインセンターや南阿蘇観光連絡協議会等との広域的な連携が必要です。

グリーンツーリズムについては、農畜産業や商工業との具体的な連携を一層強化する必要があります。

村のホームページ等でのイベント情報の提供や福岡、東京等での共同イベントへの参加等を通じた来場者へアピールを行っているとともに、役場ロビーや観光施設の窓口にはパンフレット等を配置し、観光PRに努めています。

基本方針

Basic policy

関係団体と連携し、豊富な観光資源やイベントの魅力向上を図り、積極的なPRを推進するとともに、近隣市町村と連携し広域的観光ルートの開発等に取り組みます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページの充実をはじめ広報活動の活性化を通して豊富な観光資源の周知に努め住民、民間企業、行政が協力して、観光資源ネットワーク化や地域周遊ルートの開発等のあり方について検討を行います。 ● 多種多様なツーリズム体験交流の開発等豊かな自然環境を保全しながら、地域ごとの特色を活かした観光客の受け入れ体制の確立や滞在型の観光交流を継続して検討します。 ● 農林畜産業や商工業との連携による観光振興を目指し、食の開発や地産地消、スローフード、グリーンツーリズム等、地元の農林畜産物を活用し、消費者のニーズの把握に努め、観光客へのもてなしのサービスを提供する魅力ある観光地の形成を継続して検討します。 ● 商工会のほか、あらゆる業種の企業・団体が協力して、民間が主体的に観光振興に係る体制づくりを継続して検討します。

第1編
産業の振興

第1章
第2章
第3章
第4章

第2編
都市基盤の整備

第1章
第2章
第3章

第3編
生活環境の整備

第1章
第2章
第3章
第4章

第4編
健康福祉の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第5編
教育文化の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第6編
協働・施策の推進

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第2編



都市基盤の 整備

第1章 土地利用

現状と課題

The present condition and a subject

土地利用は、公共の福祉を優先し、自然環境の保全を図りつつ均衡ある発展を図ることを理念として総合的かつ計画的に行わなければなりません。

本村では、平成13年度に「西原村土地利用調査基本計画」を策定するとともに、平成21年度には、「西原村開発行為等の基準及び手順に関する条例及び規則」を制定し、開発規制をおこなっているものの、法令以上の規制ができないため、実効的な運用が課題です。

ただ、平成25年度に、熊本県との協議により高遊地区の一部区域を、都市計画法に基づく「準都市計画区域」に指定し、平成26年度より、法令に基づく開発行為の規制を行っていきます。今後は、多様化、複雑化、高度化する住民ニーズに応え、開発規制等を踏まえた計画的な土地利用を進める必要があります。

基本方針

Basic policy

美しい街なみ景観や農村景観に配慮した秩序ある計画的な土地利用を推進するとともに、国土調査法に基づく地籍調査事業に継続して取り組みます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 計画的な土地利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 美しい街なみ景観や農村景観に配慮した秩序ある発展の指針となる、総合的、計画的な土地利用施策に取り組みます。 ● 農業振興地域整備計画の見直し、準都市計画区域の活用、条例による開発規制などを通して、計画的な土地利用の推進を図ります。
2. 地籍調査事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的、計画的な土地利用及び、土地に関する施策の計画・実施を円滑に進めるため、必要な基礎資料の整備として、地籍調査事業を継続して取り組みます。

第2章 道路

現状と課題

The present condition and a subject

熊本方面と阿蘇方面を結ぶ県道熊本高森線は、すでに改良済みであり、今後の維持管理を計画的に進められるよう要請する必要があります。

また、県道山西大津線は、一部の未改良区間を残しバイパスが開通しています。

県道堂園小森線は、現在高遊地区での改良工事中であるものの、計画通りの進捗が図れるよう調整が必要です。また、益城町区間についても、阿蘇くまもと空港へのアクセス改善、渋滞緩和の為、益城町町道改良と合わせ、改良促進を県等関係機関へ続けて行く必要があります。

集落間を結ぶ一般村道については、地元の要望も取り入れながら、改良計画を進めており、今後とも着実な整備が求められています。

基本方針

Basic policy

県道における計画的な整備促進を関係機関に要請するとともに、一般村道については、基幹道路へのアクセス等を考慮し、拡幅・改良を計画的に進めます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 県道の整備	● 堂園小森線の高遊地区における事業計画に沿った整備促進や山西大津線における万徳バイパス完了に伴い、未改良区間に対する歩道設置と合わせ要請を引き続き行います。
2. 村道の整備	● 時間的、財政負担的な面での調整を踏まえ、集落間を結ぶ生活道路の改良や通学道路の改良拡幅等を推進します。
3. 交通安全施設の整備	● ガードレール、ガードパイプ等の交通安全施設整備を推進します。

第3章 交通ネットワーク

現状と課題

The present condition and a subject

平成 22 年度より要項を制定し障がい者の方と 75 歳以上の方を対象に「福祉タクシー料金助成事業」を開始しました。平成 23 年度は車を所有する家族の方で、昼間不在が確認できる方は対象にし、1 回の助成額を最大 1,000 円まで拡大しました。

さらに、平成 24 年度はこの対象者を 75 歳以上の免許を持っていない方すべてを対象として、事業の拡大を図っており、今後とも、事業の継続を図る必要があります。

基本方針

Basic policy

住民の移動利便性の確保のため、「福祉タクシー」を中心にした交通ネットワークの利便性の向上を図ります。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 交通ネットワークの整備	● 利用者の利便性や利用基準等を踏まえ、利用率の向上のための啓発を行いながら、「福祉タクシー」の運用を推進します。



第1編
産業の振興

第1章
第2章
第3章
第4章

第2編
都市基盤の整備

第1章
第2章
第3章

第3編
生活環境の整備

第1章
第2章
第3章
第4章

第4編
健康福祉の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第5編
教育文化の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第6編
協働・施策の推進

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第3編



生活環境の 整備

第1章 住宅・住環境

現状と課題

The present condition and a subject

住環境の整備

本村の宅地の供給については、土地利用計画にもとづいた計画的な位置付けができていない状況であり、平成 25 年度において、高遊地区の一部区域を、準都市計画区域指定して法令にもとづき開発行為を規制することになっている。

村内の空き家については、本村の場合、第3者への貸付や売却される可能性は低いため、村独自のあっせん等は実施しておらず、今後は見直しが必要です。

公営住宅の整備

平成 24 年度に西原村公営住宅等長寿命化計画を策定し、平成 25 年度～平成 27 度にかけて、公営住宅の老朽化に伴う長寿命化事業を、外壁耐久性工事等を中心に実施する予定です。

基本方針

Basic policy

公営住宅の耐久性の向上等を目的とした修繕をすすめ、高齢者、低所得者等への安全・安心で快適な住宅環境づくりを進めます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 計画的な宅地供給等の推進	● 高遊地区での一部準都市計画区域指定する等法令に基づく開発行為の規制をはじめとして、計画的な宅地供給による住環境の整備に努めます。
2. 公営住宅の整備	● 西原村長寿命化計画に基づき、平成 26 年度以降からも老朽化した公営住宅の補修を、公営団地 12 棟すべてを平成 27 年度までに終了する。

第2章 上水道・下水処理

現状と課題

The present condition and a subject

上水道の整備

上水道については、近年給水人口が増加傾向にあり、有収水率の向上のため漏水調査を行い漏水箇所の修繕を行ってきましたが、老朽管も多いため改善には至っていないのが現状です。

その結果、水道料金格差是正や上水道の施設整備は、まだ具体的な取組には至っていない状況であり、今後、計画的な改修が必要です。

環境にやさしい取組として欠かせない節水意識の啓発についても、具体的な取組には至っていない状況です。

下水処理

本村の平成24年度合併処理浄化槽普及率は、62.0%という状況であり、補助金交付の効果により年数パーセント増加しています。今後も、汲み取り及び単独処理浄化槽からの転換へ重点的に投資し、転換者への合併処理浄化槽の維持管理の徹底を図るため、設置者に対し維持管理補助金の交付を継続するとともに、維持管理に対する理解を深めるための啓発を行う必要があります。

基本方針

Basic policy

安定的な水資源の確保に向けて、計画的に老朽管の布設替えを行い有収率の向上を図ります。合併処理浄化槽の普及促進を図り、より効果的な生活排水処理の整備を推進します。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 上水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 有収水率向上のため、漏水調査に基づく老朽管の改善計画を策定し、それに基づく改善等を図っていきます。 ● 改善計画の進捗に合わせ、各地区で管理する水道組合においては、水道料金の格差是正や施設整備等について水権利者との検討を図ります。 ● 老朽管の改善計画と合わせ、節水、自然還元等の環境にやさしい取組についての広報等を検討します。
2. 下水処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川や水路の水質保全に向け、生活排水やし尿を処理する合併処理浄化槽の普及へ向け、汲み取り及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを推進します。 ● 合併処理浄化槽設置者に対し、維持管理の徹底を図るため周知等を継続するとともに、地域で取り組む排水処理対策として、村内河川におけるEM活性液の投入による水質改善、EM活性液の各家庭への排水口への投入を通じて、浄化槽での有機物や臭い等の分解を促進し、処理能力のアップを図ります。

第3章 環境・衛生

現状と課題

The present condition and a subject

環境保全

主要河川での定期的な水質測定を実施するとともに、EM活性液の活用を図っています。水資源の確保については、日本製紙造林跡地に、企業の協力等を得て広葉樹の植林を約40ha植林を行ったほか、西原村地下水保全条例（平成15年3月31日制定）により、地下水採取者の届出等義務付けを規定しており、今後とも熊本県地下水保全条例等の整合性を図りながら運用していく必要があります。

河川環境整備においては、自然工法導入の具体的な取組には至っておらず、取組の見直しが必要です。

森林原野については、県営事業を主体に治山事業を実施するとともに、公有林を中心に間伐作業道を開設し、間伐の促進を行いました。

農村景観の保全については、毎年度、西原村の景観・イベントを題材とした、フォトコンテストを開催しています。村外からの応募が多く、西原村の美しい景観の価値を認識し、保全の重要性を再認識する機会となっています。

牧野等の公有林野については、「公有林野の自然環境保護条例」により、自然環境の保護を図っており、現在、熊本県景観条例が制定されており、本村の一部が景観形成区域として指定されています。

環境学習については、「ふれあい祭り」時の境体験学習の開催や小学生を中心としたエコ学習の実施等を通して実践しています。

廃棄物処理

本村では資源ごみの分別化を進めていますが、今後とも一層の分別に努め、リサイクル率の向上に努める必要があります。

不法投棄については、不法投棄カ所に禁止看板（罰則）を設置するとともに、情報収集や警察署と不法投棄監視員との連携による監視活動の一層の強化がもためられています。

環境にやさしい新エネルギーの導入

現在、風力発電機が10機稼働しており、環境にやさしいむらづくりのため、風力発電機のさらなる増設や太陽光の導入について検討する必要があります。

基本方針

Basic policy

地域や学校における啓発及び水辺や森林の保全と活用を図るとともに、ごみの減量化・再資源化等による循環型社会の形成を促進します。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
<p>1. 環境保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 主要河川における定期的な水質測定の実施とともに、EM活性液を投入による水質浄化を継続して取り組みます。 ● 河川改修に際しては、災害対策上、自然環境上望ましい自然工法の導入を前提に、関係機関の協力のもと、本村の特性にあった工法等について検討します。 ● 県営事業を中心に予防治山も含めた防災の取組を行うとともに、間伐作業路網の整備を促進し、自然観察の場として位置付けを踏まえ森林原野の育成・管理を促進します。 ● フォトコンテストの開催等を通して本村の美しい景観の価値を認識し、保全の重要性を今後とも啓発していきます。 ● とくに、村内の主要幹線道路の沿線では宅地開発が進み、美しい農村景観が壊れつつあるため、景観や自然環境に十分配慮した開発規制の検討を進めます。 ● 環境学習については、これまでの「環境体験学習」「小学生を中心としたエコ学習」の継続実施とともに、熊本県環境センターによる地球環境問題をテーマにした「環境講義及び体験学習」の開催等を推進します。併せて、PM2.5、SF6、外来種等危険生物等の環境情報の発信に努めます。 ● 治山・治水対策については、県営事業を主体とした治山事業の推進に努めます。
<p>2. 廃棄物処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭から出るごみを減らす、リサイクルのために分別する、リサイクルされたものを購入する等、ごみの減量化・リサイクルに向け、住民の意識向上を図ります。 ● 廃棄物の不法投棄対策に関する協定書に従い、村消防団と郵便局の連携体制による、不法投棄に係る情報収集や不法投棄防止活動の普及・啓発を積極的に推進します。 ● 大津署や保健所との協力による定期的な不法投棄パトロールの実施を推進します。
<p>3. 環境にやさしい新エネルギーの導入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光及び風力等新エネルギーの導入については、庁内での勉強会等を通して情報収集に努めるとともに、新エネルギーに関する村民の意向調査等を検討します。

第1編
産業の振興第1章
第2章
第3章
第4章第2編
都市基盤の整備第1章
第2章
第3章第3編
生活環境の整備第1章
第2章
第3章
第4章第4編
健康福祉の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第5編
教育文化の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第6編
協働・施策の推進第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第4章 安全・安心

現状と課題

The present condition and a subject

消防・防災

地域消防施設・設備については、小型ポンプ付き積載車をこの20年間に6台更新しているほか、耐震型防火水槽を平成21年度に4か所設置しています。

また、平成18年度に地域ごとの防災マップを作成し活用しています。

消防組織としては、平成19年度より女性消防団を採用しているほか、各集落に対し、区長会議の際に自主防災組織の重要性を説明し、名簿の作成について協力を頂いています。

また、2年に1回、発災対応型の防災訓練を実施しており、地域住民の自主性を高められるよう、訓練の内容については、各集落で決めてもらうことになっています。

今後も、自主的な実施方法等による訓練等自主防災組織の活性化を図る必要があります。

防犯・交通安全

平成20年～平成24年度までの4か年で村内通学路に対する防犯灯を設置が完了しています。今後は、必要に応じて、通学路としての防犯灯の設置箇所があれば、個別に設置することになってはいますが、照明機器の維持管理が課題となっています。

また、交通安全施設（カーブミラー・ガードレール等）については、村と地元による交通安全点検等により必要箇所については設置を行っています。

また、俵山トンネル開通にともなう、交通量の増加に対する信号機の設置について、まだ村としての要望が満たされていない箇所があり、今後とも継続して県警への設置要望を行う必要があります。

村と大津地区交通安全協会により、学校・老人会への交通安全教室及び春・秋の交通安全啓発運動を実施しているほか、小中学校新1年生への交通安全グッズの配布等を行っています。また、防犯パトロール隊・こども見守り隊による学校登下校時の安全活動を実施しています。

基本方針

Basic policy

迅速に対応できる消防・防災体制づくりを進めるとともに、警察や交通安全協会、学校その他関係機関との連携による地域一体となった交通安全対策や防犯対策を進めます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 消防・防災	<ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線の整備、インターネット、携帯電話等の活用による災害情報等の伝達体制の強化を図ります。 ● 今後 10 年間で更新時期を迎える積載車の更新や老朽化した詰所の改修や耐震化に計画的に取り組み、今後も、火災に対し適切に対処できるよう整備を推進していきます。 ● 地元消防団の協力の下、既存水利の点検・管理を行っていきます。 ● 消防ＯＢ会や女性消防団員の人員の確保による消防・防災体制の強化を図ります。 ● 自主防災組織については各地域とも結成率 100%となるよう、その重要性を認識してもらうとともに、防災訓練等で自主的な活動ができるよう支援等を行います。 ● 訓練の内容、実施時期等を再検討したうえで、より防災意識の向上を図れるよう、消防団、各自主防災組織を中心とした消防訓練等を実施し、住民の防災・防火意識の向上を図ります。 ● 災害時における避難場所の見直しや準備対策の検討に向け、地域ごとの防災マップの充実や見直しを図ります。 ● 大規模災害発生時の広域避難施設及び防災教育・啓発の拠点となる施設整備を推進していきます。
2. 防犯	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯施設については、必要に応じて防犯灯の設置を推進するとともに、既設置分については計画的な維持管理に努めます。
3. 交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ● 村による交通点検及び地元からの要望に対して、可能な限り交通安全施設（カーブミラー・ガードレール等）の設置を行っていくとともに、県等関係機関への交通安全に対する要望を継続して行います。 ● 村と大津地区交通安全協会による学校・老人会への交通安全教室等の活動を継続して実施し、家庭や学校、地域を含めた、自衛的な防犯、交通安全対策を実施できるよう対策を図ります。

第1編
産業の振興第1章
第2章
第3章
第4章第2編
都市基盤の整備第1章
第2章
第3章第3編
生活環境の整備第1章
第2章
第3章
第4章第4編
健康福祉の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第5編
教育文化の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第6編
協働・施策の推進第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第4編

健康・福祉 の向上



第1章 保健・地域医療

現状と課題

The present condition and a subject

健康の増進

母子手帳の発行から始まり、乳幼児健診、相談、学級において保健指導を実施するとともに、学童期は学校と連携をとり、健診の実施、健康をテーマにした授業を実施しています。

また、青壮年期には健診の結果を元に指導をしてきましたが、未受診や時間的に面談が困難なケースもあり、若い世代への健診受診勧奨、保健指導は今後の課題となっています。

平成18年度～平成21年度まで健康教室（食生活、運動）を実施し、参加者からの健康情報の発信を行い、参加者が地域や組織のリーダーとなり健康意識は高まったと考えられます。しかし、今後は、健診結果は各人異なり各々の生活習慣に起因することから、個人を単位に健診結果に基づく保健指導を行っていく必要があります。

母子保健活動の充実

乳幼児健診の他、必要に応じて乳幼児学級を開催し、適正な生活習慣リズムの確立について重要性を伝え、保護者と共に発達の確認を行っています。

家庭環境は多様化し子どもの頃からの基本的な生活習慣を身につけることは容易ではなくなりつつあります。

生活習慣病予防の推進

健康診査の受診勧奨、生活習慣改善について等の内容で地域座談会を平成18年度～平成22年度まで開催し、特定健診がスタートした平成20年度の受診率は県内でも上位である等一定の成果を上げています。

健康診査の結果説明会も公民館単位で開催し、1人でも多くの方に健診結果を説明しながら手渡すように努力をしていますが、今後は若い世代の健診受診者が増えるような取組が求められます。



総合医療体制の充実

平成24年度に救急車が配置されていますが、村単位での医療体制の充実、向上は難しい状況にあります。



基本方針

Basic policy

保健サービス体制の充実とともに、住民に「自分の健康は自分で守る」ことの重要性を示し、生涯をとおした健康づくりを推進します。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 健康の増進	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊婦、乳幼児期、学齢期、青壮年期、高齢期のライフステージにおける生活習慣病予防、重症化予防を視点に保健指導を実施していきます。 ● 早世予防のためにがん検診、特定健診、30代の生活習慣病健診の受診者を増やすための対策について検討を行います。 ● 併せて、健診結果から保健指導を充実させる「個」へのアプローチの方法を検討します。
2. 母子保健活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの頃からの生活習慣が将来の生活習慣病予防に大きく影響するため、食生活・睡眠リズム等基本的な生活習慣の重要性を保護者が認識し、実践できるよう、今後も乳幼児健診・学級を通して、情報提供していきます。 ● 乳幼児の心身の発達の目安を基に保護者が確認していくことができるよう継続的な支援を図ります。
3. 生活習慣病対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診査の受診勧奨の方法や健康診査の結果の返し方を検討するとともに、保健指導する専門スタッフのスキルアップを図ります。
4. 地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療体制については、継続して広域的な対応を図ります。

第1編
産業の振興第1章
第2章
第3章
第4章第2編
都市基盤の整備第1章
第2章
第3章第3編
生活環境の整備第1章
第2章
第3章
第4章第4編
健康福祉の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第5編
教育文化の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第6編
協働・施策の推進第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第2章 地域福祉

現状と課題

The present condition and a subject

少子高齢化の進行等に伴い、福祉ニーズは複雑・多様化する傾向にあり、また、地域社会での人間関係の希薄化が進む中で、高齢者の孤立、ひきこもり、児童・高齢者の虐待等の社会問題が顕在化し、身近な地域における生活不安が広がっています。

このような状況の中、本村でも社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動の育成及び小地域ネットワークを実施しているほか、地区公民館等を活用し、地域交流の活動拠点として高齢者を中心にサロン等を実施しています。

また、子育て支援のための育児と仕事を両立する体制づくり、母子・父子家庭等経済基盤が弱くなりがちな家庭への支援等においても、地域の見守りは欠かせません。さらに、障がいを持つ子どもや、加齢に伴う障がいの発生や重複化が進み、介護者の高齢化等による将来不安を抱える家庭も少なくないことから、障がい者支援の充実が求められ、また障がい者が地域において可能な限り自立し、社会参加でき、安全で安心な生活が送れる社会づくりが必要です。

そのため、地域の人々の連帯感を醸成する地域単位でのコミュニティづくりが必要であり、併せて地域福祉の活動を支えるボランティアの方々が増える環境づくりも必要です。

また、行政の果たす役割として、保健・医療・福祉が連携した福祉サービスの充実やバリアフリーのむらづくりも必要であり、本村でも公共施設の整備等に当たっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れています。

基本方針

Basic policy

社会的な支援を要する住民が地域社会の一員として自立した日常生活を営めるよう、住民自らの力で互いに支え合い、助け合う地域社会の構築と、各種福祉サービスのネットワーク化を図り、地域ぐるみの福祉環境づくりを推進します。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 地域福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会の機能充実やボランティア活動の育成等、より具体的な活動への支援を図るとともに、災害等に備えた組織の体制づくりの推進も図ります。 ● 地域福祉活動の場として、学校の空き教室や空き家、公民館等を活用した地域の誰もが気軽に集い、支え合う地域活動拠点の整備を図り、より一層交流・連携を深める等地域福祉の推進に取り組みます。 ● 誰もが共に安全で決適な生活ができるやさしいむらづくりを目指して、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公共施設をはじめ、道路・住宅等の改善を図るとともに、ユニバーサルデザインに対する住民の意識づくりに努めます。

第3章 高齢者福祉

現状と課題

The present condition and a subject

在宅福祉の充実

本村の高齢化率は、平成22年10月1日の国勢調査時点で25.0%となり、住民の4人に1人が65歳以上の高齢者であり、今後いわゆる「団塊の世代」が高齢者となる平成24年ごろから、さらに高齢化が進むことが予想されます。

また、高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみの世帯が増加するとともに、平均寿命は世界的にも最高水準に達しており、長い老後を過ごすこととなります。

これまで「西原村第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」によって高齢者福祉の充実を図ってきましたが、生きがいのある充実した生活を安心して送るために、高齢者の社会参加、自己実現のための施策の充実、きめ細やかな在宅福祉等のサービスの充実が求められています。

本村では、介護保険制度の円滑な運営を図るために、3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、運営の状況及び介護予防事業等の検討を行っており、ミニデイサービス、介護予防教室、社協との連携による実態把握訪問等を実施しています。

平成17年の介護保険法改正で、地域包括支援センターが庁内に設置され、介護保険事業所との情報共有とともに、要支援者やハイリスクグループをマネジメントしています。

ただ、ケアマネジャーの不足、保健師の兼務という状況下、要支援者の個別ケアが不十分となっている状況であり、介護事業所に委託もしているのが現状です。

相談業務や村全体の高齢者の把握については、社会福祉協議会と連携を図りながら対応ができていると思われます。(ミニデイサービス、サロン、見守りネットワーク等)

生きがい対策の充実

高齢者の知識や経験を活かした活動ができる環境づくりやスポーツ大会等を通じた高齢者や障がい者の参加促進は十分ではなく、今後の対応が求められています。

基本方針

Basic policy

高齢者が健康で生きがいを持って明るく暮らせる社会を実現するため、介護予防及び地域ケアの推進、介護・福祉サービスの充実、生きがい・健康づくりの推進の整備に努めます。

第1編
産業の振興第1章
第2章
第3章
第4章第2編
都市基盤の整備第1章
第2章
第3章第3編
生活環境の整備第1章
第2章
第3章
第4章第4編
健康福祉の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第5編
教育文化の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第6編
協働・施策の推進第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
<p>1. 在宅福祉の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、介護状態にならないための介護予防事業を今後も継続して取り組みます。 ● 介護を要する高齢者及び障がい者等に対する在宅サービスの情報提供や相談・支援体制の強化を図るためミニデイサービス、サロン等を活用し、関係機関と連携を図り参加していない高齢者への支援体制の強化を図ります。 ● 委託を含め地域包括支援センターの運営体制の充実を図り、平成 27 年度からの第 6 期介護保険事業計画における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。 ● 高齢者の豊富な知識や経験を生かした活動ができる環境づくりや高齢者や障がい者の地域づくりや文化・レクリエーション活動への参加促進に向けた取組を検討します。



第1編
産業の振興

第1章
第2章
第3章
第4章

第2編
都市基盤の整備

第1章
第2章
第3章

第3編
生活環境の整備

第1章
第2章
第3章
第4章

第4編
健康・福祉の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第5編
教育文化の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第6編
協働・施策の推進

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第4章 子育て支援

現状と課題

The present condition and a subject

少子化社会といわれて久しい中、その要因として未婚化・晩婚化、若年層の転出、子育て不安、経済的不安等が考えられます。また、子どもの養育環境においても核家族化、ひとり親家庭の増加、勤務時間の多様化等家庭の養育力低下が見られ、これらの問題が児童虐待につながっているケースもあり、少子化対策、子ども・子育て支援においてはこれらの問題を解決していく必要があります。

本村の場合、ここ数年少子化に歯止めがかかった傾向になっていますが、少子化の波は避けられない状況です。

このような中、本村では様々なニーズに対応するため、延長保育、一時預かり等を実施し、待機児童問題解消のため私立保育園建設、0歳児における受入拡大や里帰り出産時の一時預かり保育も条件緩和等支援を行っていますが、保育の充実に伴う保育士不足が深刻な課題となっています。

子育て支援センターについては、現在、地域子育て支援拠点事業として「西原村地域子育てひろば」を開設し子育て支援員として専任で2名確保し体制強化に努め、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い子育てについての相談、情報提供・助言、月に1度の子育て支援に関する講習会等を行っています。また、母子・父子世帯は年々増加していますが、個々の相談事業までの支援ができていないのが実情です。今後は、平成24年の就業の支援に関する特別措置法に基づき就業支援に関する情報提供等をきめ細やかにを行い、国が狙いとしている母子、父子家庭の生活の安定につなげられるように努めます。

さらに、平成22年度に子育て子ども基金関連事業により孤立していた子育て家庭等への支援を行ったほか、専門の子育て支援員の確保やファミリーサポートセンター協力委員の層も厚くなってきました。

また、保育園、小学校の連携においては、特に就学前は大切な位置づけとして協議会等を行っています。また、小学生の放課後の居場所として重要な子育て支援機能をもつ放課後健全育成事業（学童クラブ）も山西小学校区に2つの専用の学童クラブを設置し、河原小校区では現在のクラブが利用者増により手狭になっているので空き教室利用また、専用施設等検討中である。

基本方針

Basic policy

児童の育成環境を整備するとともに、地域と家庭、関係機関との連携のもとに、次世代育成を行います。

第1編
産業の振興

第1章
第2章
第3章
第4章

第2編
都市基盤の整備

第1章
第2章
第3章

第3編
生活環境の整備

第1章
第2章
第3章
第4章

第4編
健康福祉の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第5編
教育文化の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第6編
協働・施策の推進

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
<p>1. 子育て支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 27 年度からの「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、保育園（就学前）においては、国の動向を踏まえ保育のニーズに対応し、子どもが安心、安定した生活を送れる子育て支援体制や教育・保育体制の維持充実とともに、必要な保育士の確保を図ります。 ● 保育園と小学校及び保護者との連携を推進し、小学校教育への円滑な移行・接続を図り、小学校以降の生活や学習の基礎づくりに努めます ● 子育て支援グループの育成や親の相談・指導の充実等、子育てについて気軽に相談しあえる環境づくりを図ります。 ● 利用度の高い子育てひろばは、施設が老朽化に対応した補強や一部解体等で、コンパクトな子育て支援施設としての開設を検討します。 ● 放課後健全育成事業（学童クラブ）については、施設の拡張や特別支援児童への対応も含め指導員不足の解消に努めます。



第1編
産業の振興

第1章
第2章
第3章
第4章

第2編
都市基盤の整備

第1章
第2章
第3章

第3編
生活環境の整備

第1章
第2章
第3章
第4章

第4編
健康・福祉の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第5編
教育・文化の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第6編
協働・施策の推進

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第5章 障がい者福祉

現状と課題

The present condition and a subject

障がい福祉サービスは、身体障がい・知的障がい・精神障がいといった障がいの種別にかかわらず必要とするサービスが利用できるよう、共通の制度で提供される仕組みとなっていますが、障がいを有した時期や原因、障がいの特性や程度等はそれぞれ異なります。個々の障がい者の多様な生活状況に応じて適切なサービスを提供することが重要です。

本村では、乳幼児健診や住民健診等を通じて指導相談が実施されており、とくに5歳児健診は早期療育の要として、小学校入学に向けて大きな役割を担っています。

また、児童については特別支援連携協議会を中心に校内支援体制の充実や福祉、相談機関との連携を図っています。いつまでも住み慣れた地域で安心して日常生活・社会生活を送れるよう福祉制度の周知や情報提供を行うとともに、村の身体障害者福祉協会と合同で地域座談会を毎年実施し、障がいの種別や有無を問わず情報交換や啓発を行っているところです。

さらに村民の理解を深め、ともに生きる社会の実現へ取り組んでいくことが大切です。

基本方針

Basic policy

障がい者の暮らしを支える体制の充実を通じ、障がい者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活し、社会参加できるむらづくりを推進します。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児期から高齢期までの各種健診や指導・相談体制等の充実を図り、障がいの早期発見、早期治療を図る等適切な支援につなげていきます。 ● 障がい者が快適な日常生活を送れるよう、引き続き障がい福祉サービス等の提供体制の充実を図っていきます。 ● 学齢期のみならずライフステージを通して地域で相談や支援が受けられるよう関係機関の連携強化を推進します。 ● 障がい者に対する理解を深めるための啓発や交流活動を促進します。

第1編
産業の振興第1章
第2章
第3章
第4章第2編
都市基盤の整備第1章
第2章
第3章第3編
生活環境の整備第1章
第2章
第3章
第4章第4編
健康福祉の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第5編
教育文化の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第6編
協働・施策の推進第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第6章 社会保障

現状と課題

The present condition and a subject

急激な少子高齢化による人口構成の変化と人口減少が、社会全体に深刻な影響を与える事が懸念されています。このため、本村においても社会保障制度の安定化・健全化等を国に要請しながら、適正かつ効果的な制度運営に努めていく必要があります。

国民健康保険の安定的な運営

特定健診受診率は5割を超えたものの、今後もより一層の受診の推進と各々の意識向上、また受診後の特定保険指導においても勧奨強化が必要です。

国民年金制度の啓発

本村では年4回程度広報誌により国民年金制度の啓発を行っているほか、資格取得時等に保険料の口座振替の促進や前納制度の周知を行っていますが、未加入者の加入勧奨は、具体的な取組までには至っていません

基本方針

Basic policy

住民が将来に不安なく、安心して暮らせるように、国民健康保険制度、国民年金制度、等の周知と適正な運用を図ります。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 国民健康保険の安定的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険・医療・福祉のみならず、教育、防災といった他部門との保健・健康医療情報の共有化を図ります。 ● 積極的な健康維持と健康増進については、各々の健康意識の向上を実践的に図るとともに、他部門と協力体制を構築し健康づくりに取り組みます。
2. 国民年金制度の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 町の広報誌による啓発や相談体制の維持を継続して推進します。 ● 引き続き、資格取得時等に保険料の口座振替の促進や前納制度の周知を行います。

第5編

教育・文化 の向上



第1章 学校教育

現状と課題

The present condition and a subject

教育内容の充実

山西小学校においては、阿蘇郡市教育委員会連絡協議会の「学力向上推進地域」の指定を受けて、更なる学力充実に向けて研究推進に取り組みました。

また、日々の授業を支えるための学力充実システムである「山にしタイム」の取組を推進しています。

河原小学校においては、「よりよい人間関係づくりカリキュラム」におけるソーシャルスキル学習等の推進により、さらによりよい人間関係を築く取組を進めています。

西原中学校においては、総合的な学習の時間を中心に「西原再発見 21」をテーマに進路総合学習を行っています。

総合的な学習の時間では「自分が好き、西原が好き、西原に住む人が好き」をキャッチフレーズに、1年生は「西原村を見つめる」、2年生は「西原村に学ぶ」、3年生は「西原村を創る」といった「ふるさと感」をテーマとした取組を進めています。

小学校においては、地域の農業者の協力のもと、米づくりや甘藷づくりを体験し、食の大切さ等を経験しています。

学校教育施設の整備充実

耐震関係については、非構造部材の耐震化について、該当する施設を早期に改修し、子ども達の安心安全な施設整備を進めるとともに、施設の長寿命化及び維持費のスリム化を前提に将来の子ども数等将来を見据えた施設の整備を行う必要があります。

運動場及び体育館については、学校の授業等に支障のない場合に、住民への施設開放を行っており、今後もこの開放を続け、施設の有効利用を図る必要があります。

また、パソコン室等の機器の整備を実施し、これからの情報教育に対応できる整備を行いました。今後は、機器の老朽化及びソフトの多様化に向けた取組が必要となっています。

基本方針

Basic policy

地域との連携を図り、体力向上や基本的生活習慣、規範意識の確立を図り、地域力の向上に努めます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の協力を得ながら、特色のある教育内容の取組を進め、学力向上に努めます。 ● 子どもたちの思いやりのある心、豊かな人間性を育む教育を推進するため。学校・家庭・地域社会の連携協力のもと、自然体験や地域社会との交流等ふるさと塾の充実を図ります。
2. 学校教育施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育施設については、両小学校体育館の吊天井及び飛散防止ガラス等の改修を行い、大災害時に避難所となる施設の安全性を高めます。 ● 老朽化している西原中学校の給食室等を改修・ドライ化し、直営の給食を堅持し、子ども達への安全な給食の提供ができる施設の整備を行います。 ● 学校施設の開放を継続して推進するとともに、大災害時には避難所となることを想定した施設の開放及び利用を図ります。 ● パソコン機器の一括購入等により整備費用を抑える等、将来の更新を見据えて計画的に導入を行っていきます。 ● 将来のデジタル教科書の普及を念頭に置いた施設整備（LAN等）の整備を行います。

第1編
産業の振興第1章
第2章
第3章
第4章第2編
都市基盤の整備第1章
第2章
第3章第3編
生活環境の整備第1章
第2章
第3章
第4章第4編
健康・福祉の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第5編
教育文化の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第6編
協働・施策の推進第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第2章 生涯学習

現状と課題

The present condition and a subject

本村では、平成 22 年度に生涯学習センター「山河の館」を開館し、生涯学習の場として展開しています。

しかし、既設講座の受講生の減少や新規講座開設を行っているが受講生が少ない等の状況がみられます。

また、自立した講座運営を目的に自主講座（村民企画講座）と主催講座とし、自主講座の中には指導者の育成が順調に進んでいますが、ほとんどが従来からの指導者に頼っているのが実情です。

講座の成果は、ふれあい祭り・夏祭り時に発表されているとともに、講座単独での発表会も行われていますが、一般入場者が厳しい状況です。

社会福祉協議会と学校が連携し、伝承会が取り組まれて、昔遊び（竹を使った水鉄砲等）や郷土料理に取り組んでいます。

学校施設については、体育館を夜間開放し、スポーツ等の活動の場として利用されています。

基本方針

Basic policy

住民一人ひとりに自発性や主体性を基礎にした学習活動を促進するため、多様化・高度化するニーズに対応した内容・機会の充実と、活動拠点となる生涯学習センター「山河の館」の生涯学習講座等各種事業の充実を図ります。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 生涯学習拠点の整備と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 充実した生涯学習とするために、将来的には生涯学習センター「山河の館」に館長を配置し、生涯学習・文化活動の拠点として機能の充実を図ります。 ● 現在行われている学習講座については、住民アンケート等を実施し、講座の要望等について把握を行います。 ● 講座の連携を図り、生涯学習講座としての発表会が開催できるための環境整備等支援の在り方を検討します。 ● 自主講座への支援体制を通して人材育成・指導者育成を図ります。 ● 社会福祉協議会が取り組んでいる伝承会を継続し、学校における体験学習の支援、ふるさと塾への協力を要請します。 ● 学校施設の地域住民への開放を継続するとともに、パソコンの更新やインフラ整備（光回線）に合せたパソコン教室等の実施を検討します。

第3章 青少年育成

現状と課題

The present condition and a subject

社会教育、体験活動の充実

少子高齢化や核家族化、夫婦共働き家庭の増加等、近年は子どもを取り巻く家庭環境及び社会環境は急激に変化しています。このような社会環境の変化を要因として、家庭や地域における教育、体験の機会は減少しており、青少年に対する社会教育や様々な体験活動の機会を提供していくことはより重要になっています。

本村では、ふるさと塾を展開し、小4・5・6、中1・2年生が西原村の良さ体験し、地域連携・郷土愛を育て、今後とも内容の充実を図る必要があります。

また、児童・生徒の登校・下校時には、地域での見守り活動が行われています。

青少年を育てる環境づくり

近年、携帯電話やインターネット等の各種メディアの著しい発達と普及により、青少年が有害な情報等に容易に接触できるようになるとともに、有害サイトを通じて子どもが犯罪に巻き込まれる危険性が、大きな問題となっています。大人自身がメディアの危険性や子どもとメディアのあり方について学び、適切に管理していく必要があります。また、いじめや非行等のサインに気づき、重大な問題に至る前に未然に防止するためには、子ども達の社会や考え方についても大人が学び、子どもを見守る力を養うことが重要です。併せて、子どもの健全な育成を図るためにはその模範となる大人に対しても啓発を進めていく必要があります。

基本方針

Basic policy

少子高齢化に代表される子どもを取り巻く社会環境の変化に柔軟に対応し、単に子どもだけを対象とするのではなく、大人や地域への支援や働きかけ、家庭への支援及び指導者の育成を通じて一体的に青少年の健全育成を図ります。

第1編
産業の振興第1章
第2章
第3章
第4章第2編
都市基盤の整備第1章
第2章
第3章第3編
生活環境の整備第1章
第2章
第3章
第4章第4編
健康福祉の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第5編
教育文化の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第6編
協働・施策の推進第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
<p>1. 社会教育、体験活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 体験学習は生涯において貴重なものであり、自立・自然・食・仕事の大切さを知る機会であることを踏まえ、一層の内容の充実を図ります。 ● 地域の区長・分館長・子供会がタイアップし、ふれあいの場を設け、地域が子どもを見守り・育てる気運を高めていきます。
<p>2. 青少年を育てる環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国や県と連携し、有害図書等の排除等の環境浄化を進めるほか、保護者等への啓発を通じて子どもを有害な情報から守る取組を進めます。 ● 携帯電話やインターネットを利用する際のルールやマナー及び危険性についての啓発を図ります。 ● 地域での声かけ運動や講習会等を通して、大人が青少年の健全育成に関心を持ち、積極的に関わっていくための体制づくりと啓発を進めます。



第1編 産業の振興
 第1章 第2章 第3章 第4章
 第2編 都市基盤の整備
 第1章 第2章 第3章
 第3編 生活環境の整備
 第1章 第2章 第3章 第4章
 第4編 健康福祉の向上
 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章
 第5編 教育文化の向上
 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章
 第6編 協働施策の推進
 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章

第4章 文化・芸術

現状と課題

The present condition and a subject

文化芸術の意識高揚

文化芸術は、人の心に潤いを与え、人生のいろいろな場面において活力を与えてくれます。また、子どもの頃からそれらに触れて育まれる感性は、将来培っていくライフスタイルを豊かにし、人生を送るうえでの大きな財産となることから、日頃から文化芸術に触れる機会を持つことは大切で、住民の文化芸術への意識を高めていくことが必要です。

本村では、生涯学習センター「山河の館」において生涯学習の場を提供しており、ふれあい祭り・夏祭り時に、学習成果の発表や展示をしています。また、年1回広報誌に受講案内や講座紹介を行っています。

自主講座については、連絡協議会を設置し講座間の連携等を図っています。

文化財の保護と活用

本村では、文化財所有者と相談のうえ、文化財の適切な保管の指導、協力を行うとともに、年数回、村内文化財の巡回を行い、環境整備のための適切な処置を図っています。

また、埋蔵文化財については、生涯学習センター図書室において、定期的な展示内容の入れ替えを行いながら常設展示しています。

村内に賦存する巨木や希少動植物等については村内巡回や希少動植物パトロールを行い現存調査や資源の保全に努めています。

なお、平成22年10月に西原村誌を刊行しました。

基本方針

Basic policy

住民の文化芸術に対する意識の高揚を高め、接する機会の拡充や諸団体と連携しながら文化芸術活動の支援及び新しい文化を築く活動の推進に努めます。また、文化財の環境整備と保存をしながら文化の継承に努めます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 文化芸術の意識高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 生涯学習の一層の充実のため、将来的には生涯学習センター「山河の館」に館長を配置し、生涯学習・文化活動の拠点として機能の充実に図ります。 ● 文化活動を行っている団体や個人の活動内容を広く住民へ広報し、引き続き活動への参加促進を図ります。 ● 文化活動団体で発表会等ができるように講座の組織化を図るとともに、講座間の連携を図り、場所の提供等文化団体・個人の活動に対し、積極的な支援を図ります。
2. 文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 文化財の状態を定期的に調査し、適切な保管の指導、協力を行うとともに、今後も定期的な村内文化財の巡回を行い、環境整備等適切な処置を行っていきます。 ● 文化財や調査結果については、史跡めぐりや展示会等のむらづくり活動への積極的な活用を図ります。 ● 埋蔵文化財については、従来通り図書室の常設展示等を利用し、広く住民の皆様に見学していただけるよう行っていきます。 ● 地域にある文化財については、所有者の方とも相談しながら見学できる機会をつくっていきます。 ● 村内に賦存する巨木や希少動植物等の現存調査を図り、村の貴重な資源の保全に努めます。今後も定期的な巡回を行い、調査や保全を行っていきます。 ● 西原村誌については、学習や研究等に活用するほか、西原村をPRする格好の手段として利用を進めていきます。



第1編
産業の振興

第1章
第2章
第3章
第4章

第2編
都市基盤の整備

第1章
第2章
第3章

第3編
生活環境の整備

第1章
第2章
第3章
第4章

第4編
健康福祉の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第5編
教育文化の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第6編
協働・施策の推進

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第5章 スポーツ

現状と課題

The present condition and a subject

健康志向の高まりで、スポーツ人口の割合は増加しています。一方で、子どもの体力や運動能力の低下が問題となって久しく、壮年期では運動する人とならない人の二極化が指摘されています。

本村では、子どものスポーツにおいては、学校の部活動中心であり、種目によっては、近隣市町村の民間クラブ等へ通わせる等多様化しています。現在のところは、総合型地域スポーツクラブの設立は、諸問題等により難しい状況ではありますが、今後は、多種多様化しているニーズに沿えるようきめ細やかに対応していく必要があります。

また、それぞれの競技団体（体育協会）の支援や助言を行い、競技人口を拡大・維持とともに、スポーツボランティア等にも支援を行い、競技力の向上及び底辺の拡大に努めています。

スポーツイベント等においては、スポーツ推進委員（旧体育指導委員）により様々な企画立案・運営を行い、村民が休日をスポーツで楽しめる様なイベントを開催してきました。

しかし、生活リズムの多様化や地域コミュニティの不足等により、大人数での種目やイベント等の開催にも限界を感じてきており、今後は更なるスポーツ推進委員の資質の向上とともに、スポーツを通じた地域コミュニティの形成に対する方策等を検討する必要があります。

本村の主な体育施設としては、「西原村農林漁業者トレーニングセンター」がありますが、築後 30 年を超え、老朽化が激しいため、補修が必要となっています。また、音響設備が不十分であり、ステージや観客席がなく各種大会等の開催に適していない、大会開催時の駐車場が不足する等の課題を抱えており、現在、新しい総合体育館等の建設に向けての取組を進めています。

基本方針

Basic policy

普段の生活の中で様々なスポーツに触れ合い、体力や年齢、目的等に応じて、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツを楽しめるよう、多様なニーズにきめ細やかに対応できるスポーツ環境を整備し、生涯スポーツ社会の実現を図ります。

第1編
産業の振興

第1章
第2章
第3章
第4章

第2編
都市基盤の整備

第1章
第2章
第3章

第3編
生活環境の整備

第1章
第2章
第3章
第4章

第4編
健康福祉の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第5編
教育文化の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第6編
協働・施策の推進

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
<p>1. 生涯スポーツの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 村内のスポーツクラブ等それぞれの活動母体を様々な面でサポートし、併せて活動の自立を促すことにより、将来の総合型地域スポーツクラブ設立へ向けた基礎づくりを目指します。 ● 個人で気軽に楽しめるような軽スポーツを中心に、行政が情報提供を行い、それぞれの地域で行えるようなスポーツを推進し、地域のリーダーを育成します。 ● 総合体育館等の建設に向けた取組を引き続き推進します。
<p>2. 指導者育成等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在のクラブチーム等の指導者を含め、村内の各競技の指導者や有識者等（スポーツボランティア）の更なる発掘及び指導者等の活躍の場を提供し、村民に広く周知を行うとともに、トップレベルの選手等の育成・支援を行います。



第1編 産業の振興
 第1章 第2章 第3章 第4章
 第2編 都市基盤の整備
 第1章 第2章 第3章 第4章
 第3編 生活環境の整備
 第1章 第2章 第3章 第4章
 第4編 健康福祉の向上
 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章
 第5編 教育文化の向上
 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章 第6章
 第6編 協働・施策の推進
 第1章 第2章 第3章 第4章 第5章

第6章 人権・同和

現状と課題

The present condition and a subject

人権・同和教育の啓発は学校教育・社会教育及び就学前教育において人権教育の取組や地域及び村内各種団体等、草の根的な啓発研修事業の推進に努めてきました。

また今世紀は「人権の世紀」といわれ、人権に関する様々な国内外の情勢と、これまでの経過から、確かに人々の人権意識は高まってきたといえます。

しかしながら、様々な人権侵害、差別問題は後を絶たず、深刻な社会問題として残っています。

人権とは「全ての人間が、人間らしく、生きる権利」であり、「人が生まれながらにして持っている当然の権利」です。この権利が差別によって踏みにじられることは、決して許されることではありません。

学校教育での人権教育

本村では、子どもたちが、安心して過ごせる学校・教室であることを基盤として学力の向上・人権尊重の意識の高揚を図っています。

言語環境も大きな教育環境と考え、日々の教育活動で実践するとともに、掃除・草取り・緑化活動等子ども・保護者・地域、職員で取り組んでいます。

また、お互いを認め合い共に助け合って生きていこうとする共生の心を深化させるために、小学校1年生から中学3年生まで発達段階に応じた目標の設定を行い、各学校で実践を積み重ねています。

さらに、地区懇談会、教育座談会で特別支援教育やいじめ問題等について、話題にすることで意識を高めるようにしています。

教職員については、年間の校内研修計画の中に、人権教育授業研修・実践レポート研修等を位置づけ、教職員の実践力の向上に努めるとともに、各種研修への参加体制を整備しています。

社会教育での人権教育

本村では、人権フェスティバルの開催により、児童・生徒の人権作文発表を通して、子ども目線からの課題の提起や講演会等による学習機会の提供を実施しています。

また、研修会・研究大会等に参加し育成を図るとともに、広報誌に人権に関する啓発資料の掲載を行っています。

さらに、区長・分館長への人権フェスティバルや社会福祉協議会のイベント「のぎく祭」への参加、呼びかけを実施し、共生社会の実現と理解を深めてきました。

社会教育委員、人権擁護委員、民生児童委員へ人権教育研究大会・村人権フェスティバルへの参加呼びかけをし、共有意識の高揚を図っています。

第1編
産業の振興

第1章
第2章
第3章
第4章

第2編
都市基盤の整備

第1章
第2章
第3章

第3編
生活環境の整備

第1章
第2章
第3章
第4章

第4編
健康福祉の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第5編
教育文化の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第6編
協働施策の推進

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

基本方針

Basic policy

西原村人権教育・啓発基本計画に基づき、「人権を尊重し、人の多様性を認め合う生涯元気の西原づくり」を具現化するため、学校及び地域が一体となり、社会のあらゆる場面において、総合的かつ効果的な教育、啓発活動の推進に努めます。

また、同和問題をはじめとするあらゆる人権侵害・差別問題の解消をめざす啓発事業の推進に取り組みます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
<p>1. 学校教育での人権教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒にしっかりと寄り添い、一人ひとりを大切にした教育に努めるとともに、「生きる力」をはぐくむ教育活動の基盤として、すべての教育活動を通して人権教育を推進します。 ● 児童・生徒が明るく楽しい学校生活が送れるとともに、人権教育の効果を上げるため、人権尊重が徹底した教育・学習の場となるよう教育環境の改善に努めます。 ● 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚と豊かな心を育む人権教育を推進します。 ● 家庭や地域社会等において、人権尊重の意識がより一層高まるよう、人権に関する多様な学習機会の提供等、学習環境の整備・充実を図り、地域の実情に即した人権教育を推進します。 ● 学校人権同和教育部会において、テーマを設定し実践に取り組むとともに、各学校や地域におけるこれまでの取組の成果と課題を明らかにし、研修の充実と校内推進体制の機能強化を図ります。
<p>2. 社会教育での人権教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌等に様々な立場の人の人権について意見を掲載する等を通して啓発を図ります。 ● 地区公民館活動や社会福祉協議会との連携のもと、イベント等への参加呼びかけを通して多くの住民が共生社会の実現に向け理解を深めることができるように努めます。 ● 学校・保育園・行政との連携を図り、村人権フェスティバルの充実を図ります。 ● 各種研修会・研究大会への参加により人材育成を図ります。 ● 西原村人権教育推進協議会を母体とし、総会等を通して、問題意識の共有を図ります。

第1編
産業の振興

第1章
第2章
第3章
第4章

第2編
都市基盤の整備

第1章
第2章
第3章

第3編
生活環境の整備

第1章
第2章
第3章
第4章

第4編
健康福祉の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第5編
教育文化の向上

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

第6編
協働・施策の推進

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章



「打ち体験」マニュアル

①分量の粉をボールに入れ160CCの水でこねる

②耳たぶ位にしゅかりこねたらペンチタイプ(休ませる)

③あらかじめ丸めておいた粉を袖掛で丸め直す(打ち粉を付ける)

④成形に直る

第6編



協働・施策 の推進

おきな町
おきな町

第1章 住民との協働

現状と課題

The present condition and a subject

住民主体のむらづくり

地方分権が進む中、本村における行政運営は、多様化・高度化する住民ニーズに対して、限られた資源をいかに無駄なく的確に応えていくかが現状及び今後の重要な課題です。

このような状況の中、地域住民が自らの暮らす地域の在り方について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく協働のむらづくりを実現することは必須条件であると考えられます。

まず、本村における「むらづくり」については、地域の人口規模等に応じて配分する「地域づくり推進補助金」を通して地域の独自の活動に助成しており、この制度により、地域づくり補助金の活用や使途を、地域が考える契機となっています。

しかし、制度実施から約10年経過するなかで、物品購入等が著しいことや以前からの地区行事等が多い等内容が固定化してきています。

それを踏まえて、平成18年度、20年度に、教育委員会事務局と合同で、「生涯元気なにしはらづくり」（区長・分館長・衛生班長及び役場職員合同研修会）を開催し、講演や数地区からの「地域づくり活動報告」を開催しています。

また、「地域づくり推進補助金」制度において、役場職員を各地域の「地域づくり推進員」として配置しており、各地区での、本補助金活用検討への助言等行っていますが、各地域の運営組織や考えで温度差があり、その地域格差をどう埋めるか、さらには、活動の主体となるむらづくり団体やリーダー育成をどうしていくかが大きな課題となっています。

行政との協働にとって欠かせない住民参画システムについては、各種計画策定審議において、各種団体等からの選出に基づく住民参加方式が主体ですが、今後は、広く住民の意見を聞く機会を広げるため、委員公募やパブリックコメントの取組についても検討をする必要があります。

また、住民に対する行政情報の提供については、月1回の広報誌を通して的確でタイムリーな情報を提供できるように努めています。今後は、記事等の読みやすさ等誌面の工夫のため、先進市町村の広報活動等を研修し、技能の向上等が必要です。

住民活動拠点の整備・充実

本村では、現在、地域から地区公民館新設等の要望があがっており、地元負担等も含めた財源の確保等が課題となっています。

基本方針

Basic policy

「住民主役」という視点のもと、住民・民間・行政が、お互いの立場を認め尊重することを基礎に、自立した対等の立場で協力し合う「協働のむらづくり」を推進します。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 住民主体のむらづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域づくり推進補助金」制度の補助交付対象事業を、地域づくりの取組目的に特化する等検討を行うとともに、地域づくり活動の普及や啓発のためのシンポジウム・フォーラム等開催し、活動団体の意見発表の機会を設けます。 ● 村内でむらづくりや地域おこしの活動している団体を参集し、(仮称)地域づくり協議会等の組織化を図り、この組織を核に本村の地域づくり活動に取り組み、むらづくり団体やリーダーの育成を図ります。 ● パブリックコメント制度実施要綱制定・各種計画策定時の委員選出規定等住民参加システムの手法について検討します。
2. 住民活動拠点の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区公民館等新設等のための前提条件等を検討する等、新設等に向けた環境づくりを行います。

第1編
産業の振興第1章
第2章
第3章
第4章第2編
都市基盤の整備第1章
第2章
第3章第3編
生活環境の整備第1章
第2章
第3章
第4章第4編
健康・福祉の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第5編
教育文化の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第6編
協働・施策の推進第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第2章 男女共同参画社会

現状と課題

The present condition and a subject

わが国の男女共同参画については、男女雇用機会均等法をはじめとした女性に関する国内の法律や制度の条件整備が国際社会における取組と連動しながら進められてきました。しかしながら、これまでの社会通念や慣習による男女の固定的な役割分担意識は、未だ根強く残っています。

一方で、今日の私たちを取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や情報社会の高度化、また、家族形態の多様化や長引く経済不況等、大きな課題や深刻な問題を伴いながら急速に変化しています。

また他方では、地域主権のもと地方自治体は自らの判断と責任の下、地域の実情に沿った行政の実践が強く求められています。

本村では、平成22年度に「西原村男女共同参画計画」を策定していますが、今後もこの計画を踏まえて、家庭・学校・社会における男女平等教育及び家庭・地域社会への共同参画並びに就労条件整備の推進をするため、具体的な取組と計画的な実施手順について検討する必要があります。

基本方針

Basic policy

男女が共立できる生涯元気にしはらづくりのため「西原村男女共同参画計画」に基づく施策の推進によって本村の男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりをめざします。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 男女が共に参画するための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭・地域での慣習の見直しおよび意識の改革を推進します。 ● 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。 ● 多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図ります。
2. 男女が共に活躍できる社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 働く場における男女平等の実現を図ります。 ● 男女の仕事と家庭生活の両立を支援します。 ● 男女が共にささえる中山間地域を確立します。 ● 男女で共に担う家庭・地域生活を実現します。
3. 男女が共に安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 男女が共に思いやる健康づくりを推進します。 ● 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備に努めます。 ● 女性に対するあらゆる暴力を根絶します。

第3章 高度情報化

現状と課題

The present condition and a subject

昨今の情報通信技術の発展は著しく、これらを基にしたインターネット等様々な情報発信源は、地域や家庭の様々な部分で普及し、住民の生活は大きく変わりつつあります。

本村でも、平成24年度、25年度において、民設民営による光通信網を、村内全域で完備されていますが、それを活用した村からの情報提供のシステム化は検討されていない状況です。

平成23年度には、村のホームページをリニューアルし、各課にホームページ担当を配置し管理を行っていますが、情報更新の遅れ等が目立っており、内容の充実及び迅速な更新ができる体制を整える必要があります。

基本方針

Basic policy

ホームページ等の情報・通信受発信基盤の充実や子どもからお年寄りまでが情報化社会に適應するための学習機会の充実に努めるとともに、情報管理の徹底を図ります。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 情報・通信基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 光通信網を活用した、行政情報サービスの提供の在り方を検討します。 ● ホームページについては、これまでの住民向け情報提供、情報発信から情報配信、ネット等を活用したサービス展開、サイト制作を推進します。
2. 情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ● セキュリティポリシーに基づく庁内情報セキュリティ（情報資産の機密性、完全性、可用性の維持）の維持向上に努めるとともに、情報の適正な取扱いを推進します。

第1編
産業の振興第1章
第2章
第3章
第4章第2編
都市基盤の整備第1章
第2章
第3章第3編
生活環境の整備第1章
第2章
第3章
第4章第4編
健康・福祉の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第5編
教育文化の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第6編
協働・施策の推進第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第4章 行財政運営

現状と課題

The present condition and a subject

行政運営

本村では、平成16年度～平成17年度にかけて組織機構改革を図ってきました。

具体的には、複数の課に関係のある施策・事業等について課長会議や連絡網により共通認識や連携を図っています。

ただ、個別・特別な施策・事業については担当者の対応になっており、施策・事業の進捗管理上、2人以上の担当者が必要となりますが、職員数の増加につながる等の課題があります。なお、議員提案制度については具体的な取組には至っていません。

事務等の簡素効率化については、コスト削減を各課等で実施してきているほか、平成21年度（平成20年度決算）から新地方公会計制度の導入による取組を行っていますが、施策・事業等に対する行政評価システムについては具体的な取組には至っていません。

また、住民サービスとしては、住民に身近な戸籍、保健、医療、福祉等業務についてはワンストップサービス化を一部実施していますが、総合窓口化については人員・場所の問題で実施できていないのが実情です。

職員のスキルアップについては、職員研修等を通じて職員の意識を高め、サービス向上に努めていますが、フレックスタイム試行や説明責任の具体的な取組には至っていません。

なお、情報公開については、「西原村個人情報保護条例」にもとづき対応しています。

財政運営

本村での歳入における健全化対策としては、収税対策として滞納者の不動産等の差押や阿蘇郡市7市町村による相互併任による徴収等による取組を行うとともに、村で活用が見込まれない財産については積極的に売却を進めています。

しかし、手数料・施設使用料の調査、負担金見直し、特定目的基金の他の基金との統合、廃止等については具体的な取組には至っていない状況です。

一方、歳出においては、職員数の削減等を行っているほか、旅費、消耗品、公用車等の見直し、補助事業等の活用による投資的経費の削減等を行っていますが、各種団体に交付している補助金の削減については具体的な取組には至っていません。なお、財源不足への対応については基金の増額等に対応を図っています。

基本方針

Basic policy

行政サービスの向上、事務事業の量に応じた職員の適正配置、職員の資質の向上等による適正な行政を推進します。

また、あらゆる面での増収対策と徹底した経費の節減に取り組むとともに、効果的な財源配分を行い、財政状況の改善を図ります。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 効率的な行政運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 熊本県市町村職員研修協議会、市町村アカデミー等への派遣研修や、他の公共団体との人事交流等を通して職員の一層のスキルアップを図ります。 ● 職員相互が連携しながら事業を推進できるよう、情報の共有や横断的な対応等組織体制の効率化に努めます。 ● 基本的・標準的な施策・事業については、マニュアル化を図ります。 ● 経費削減効果の高いサービスの実施の視点から施策・事業に取り組みます。 ● 新地方公会計制度の定着を図ります。 ● 総合窓口化やワンストップサービス等窓口サービスの向上に引き続き取り組みます。 ● 窓口証明業務におけるフレックスタイムの導入や住民に対して行政が説明する責任のあり方等については、今後も引き続き導入に向けた検討を行います。 ● 「西原村個人情報保護条例」に基づく個人情報の保護対策を踏まえた情報公開の充実に努めます。 ● 行政評価を行うシステムの導入については引き続き導入のための情報整理等を検討します。
2. 健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ● 歳入の安定化を図るため、村税等の収納率の向上、遊休資産の売却、企業誘致の推進による財源の確保等を通して、自主財源の確保に努めます。 ● 行財政改革等に取り組み、財政運営の健全化を推進していきます。 ● 手数料・施設使用料及び補助金、負担金の見直し等を検討していきます。

第1編
産業の振興第1章
第2章
第3章
第4章第2編
都市基盤の整備第1章
第2章
第3章第3編
生活環境の整備第1章
第2章
第3章
第4章第4編
健康・福祉の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第5編
教育・文化の向上第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章第6編
協働・施策の推進第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

第5章 広域連携

現状と課題

The present condition and a subject

高度経済成長期以降の交通網の整備や近年の情報通信手段の急速な発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用等広域的なむらづくりや施策に対するニーズが高まっています。

さらに、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られています。

また、個々の基礎自治体は規模、地理的条件等の事情が異なるため、事務事業によっては、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の自治体が協力して実施することで、より効率的で、かつ質的にも向上した事務処理が可能となります。

本村では、現在、し尿処理は阿蘇広域行政組合で、ごみ処理は、益城クリーンセンター（嘉島町・益城町・西原村）でそれぞれ行っていますが、ごみ処理については、今後、甲佐町・御船町・山都町を含めた6町村で広域化についての協議を行うことになっています。

基本方針

Basic policy

各市町村との連携による広域組織の充実と対象業務の拡大を図り、引き続き効率的な業務の推進に取り組みます。

主要取組施策

Main measure

主要取組施策	取組内容
1. 広域的行政運営の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● し尿処理については、現状の阿蘇広域行政組合の中で、効率化・合理化を図っていきます。 ● ごみ処理については、本村のほか、嘉島町・益城町・甲佐町・御船町・山都町を加えた6町村の協議会の中で協議していきます。

資料編

用語解説

あ行

・アクセス

もともとは接近という意味。施設や目的地などへ到着する方法や手段の意味で用いられることが多く、交通アクセスなどと使われる。

・アピール

人々や世論などに広く訴えること。また、その訴え。

・EM

EM (Effective Microorganisms、有用微生物群) とは、1982 年に琉球大学農学部教授 比嘉照夫が開発した微生物資材およびその関連商品の商標。

・異業種交流

新たな製品開発や事業展開を生み出すために、事業分野を異にする企業や人が交流し、情報交換や共同研究をすること。

・稲発酵粗飼料

稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料。

・インターネット

全世界に無数にあるコンピュータのネットワークを、電話回線などを使って接続し、サービスや情報を提供する仕組み。

・SFTS

SFTS (重症熱性血小板減少症候群) は 2011 年に中国の研究者らによって発表されたブニヤウイルス科フレボウイルス属に分類される新しいウイルスによるダニ媒介性感染症。

か行

・介護保険事業計画

介護保険事業の円滑な実施のために定める、介護サービスの見込量の確保のための方策、サービス事業者間連携確保などの向こう 5 年間の目標。保険料に合わせて 3 年ごとに見直される。市町村介護保険事業計画と都道府県介護保険事業実施計画がある。

・外来種

自然に、あるいは観賞用、有用種として人為的に外国から入ってきた生物の種類をいい、在来種に対して用いられる。

・合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

・行政評価制度（システム）

政策、施策及び事務事業について、成果指標等を用いて、有効性又は効率性を評価すること。

・グリーンツーリズム

都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

・グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

・合計特殊出生率

女子の年齢別の出生率を合計したもの。女性一人当たりの平均子供数を表す。

・コミュニティ

人々が助けあいの意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。

さ行

・自主財源

県や市町村が、国に依存しないで独立に調達できる財源であり、地方税のほか、手数料・使用料・寄付金などが含まれる。

・システム

目的を達成するために、個別の要素を組み合わせた仕組み。情報システム、行政システムという使い方をする。

・循環型社会

製品の再生利用や再資源化など、資源の有効活用を目指す社会。2000年（平成12）、生産者に廃棄物の最終責任を求める循環型社会形成推進基本法が制定された。

・シンポジウム

一つの問題について、数人の人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる討論会。公開討論会。

・スキルアップ

仕事などで必要な知識やスキルや資格や技術などを習得すること。

・スローフード

食生活を大切にするという発想から生まれた言葉。ゆっくりと時間をかけて食事をすることで、食材や料理について考えたり、一緒に食事をする人との会話を楽しむこと

・セキュリティポリシー

企業や組織におけるコンピュータのセキュリティに関する方針や行動指針・ルールのこと。

・総合型地域スポーツクラブ

文部科学省が提案する生涯スポーツのモデルで、中学校区程度の地域住民を対象としたクラブ員相互の自発的、自主的な活動による複数の種目を包含した住民のスポーツの場。

・ソーシャルスキル

対人関係における、挨拶・依頼・交渉・自己主張などの技能。

た行

・タイアップ

手をつないで力を合わせること。提携すること。

・タイムリー

物事がちょうどよい折に行われる状態のこと。

・団塊の世代

第二次大戦直後数年間（主に昭和 22 年～ 24 年）のベビーブーム時に生まれた世代。

・男女共同参画社会

男女の区別なく、互いに対等な社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、個性と能力を十分に発揮することができる社会のこと。

・地域包括ケアシステム

自治体や医療機関などが協力し合って、地域住民へ保健や医療、介護、福祉などのサービスを提供する仕組みのこと。

・地域包括支援センター

高齢者への総合的な生活支援の窓口となる地域機関。

・地産地消

地元でとれた生産物を地元で消費することであり、近年、食材に対する安全志向の高まりを受けて、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待されている。

・中山間地域

平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地の少ない地域。

・デジタル教科書

デジタル化された教科書。教科書およびノートや鉛筆などを電子機器に置き換え、義務教育の課程に導入しようというもの。

・特別支援教育

障がいを持つ児童・生徒の自立と社会参加を支援するための教育。

・ドライ化（調理場等）

「調理作業の際にドライで維持すること」を目的とし、洗浄後は速乾するような床材、床構造（排水系含めて）のこと。

な行

・ネットワーク

施設や道路、組織などを連絡させ、実効性や効果を高めるための仕組み。交通ネットワーク、情報ネットワークなどの使い方をする。

は行

・ハイリスクグループ

統計的にみて、がんにかかりやすい因子を持っている人々のこと。家系にがんを発症している人が多い人や、特定の部位において、がんにかかる可能性が高い人をいう。

・パブリックコメント

行政の政策立案過程で国民の意見を聞く制度。

・バリアフリー

「障壁のない」の意。建物や道路などの設計で、段差や仕切りをなくすなど、高齢者や障がい者に配慮をすること。

・PM 2.5

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の直径が 2.5 マイクロメートル以下の物質の総称。物質の種類は問われず、自然由来の粉塵や、NOx（：窒素酸化物）や SOx（硫黄酸化物）などの人為的に排出されたガス（排ガス）などが含まれる。

・ファミリーサポートセンター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。

・フォーラム

公開討論会

・フレックスタイム

定められた総労働時間数を勤務すれば、始業・終業時間は任意に決められる制度。

・ホームページ

もともとはインターネットに接続して最初に見える画面を指すが、インターネット上に公開されているページ全体を指すようになった。

・ボランティア

無報酬で社会に有益な活動に参加すること。一方、若干の謝礼を受け活動することを有償ボランティアという。

ま行

・マニュアル化

作業などで手引きを作成し、誰でも同じ手順や効率で作業できるようにすること、などの意味の表現。個人の技量に依存しない業務体制作りのひとつ。

・マネジメント

計画－組織－統制の一連の活動

・メディア

新聞・ラジオ・テレビ、インターネット・携帯電話などの通信・報道媒体のこと。

や行

・有収水率

給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。

・ユニバーサルデザイン

障がい者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

ら行

・ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

・ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。

・リサイクル

一度使ったものを再利用したり、再生したりすること。資源の有効活用や環境保全、ごみの減量化などの観点から、その推進が叫ばれている。

・リニューアル

施設などの改修。

・リーマンショック

2008年9月15日に、アメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻した出来事を、これが世界的金融危機の大きな引き金となったことに照らして呼ぶ表現。

・ローリング方式

施策や事業について、毎年度修正や補完などを行うことで、変化する経済・社会情勢に弾力的に対応し、計画と現実が大きくズれることを防ぐやり方。

わ行

・ワンストップ

複数のジャンルにまたがる買物やサービスの利用など全ての目的を利用者が1箇所で便利にすませること。

西原村総合計画策定検討委員会委員

敬称略

		職名等	氏名	備考
1	議会代表	村議会議長	坂梨 公介	
2		村議会総務福祉常任委員長	宮田 勝則	会長
3		村議会産業教育常任委員長	山下 一義	
4	委員会代表	西原村 教育委員長	坂本 健一	副会長
5		農業委員会 会長	山田 政晴	
6		西原村民生委員児童委員協議会 会長	米田 元茂	
7	各種団体代表	阿蘇農協 西原中央支所担当理事	中野 敏嗣	
8		西原村商工会 会長	内田 敏則	
9		西原村社会福祉協議会 事務局長	秋吉 誠二	
10	住民代表	西原村 山西地区区長代表	緒方 文法	
11		西原村 河原地区区長代表	米田 眞也	～H 25. 12
12		西原村 河原地区区長代表	中村 義幸	H 26. 1～



熊本県 西原村

発行年月／平成 26 年 3 月

発 行／西原村役場

〒861-2492

熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259 番地

TEL.096-279-3111 FAX.096-279-3506

<http://www.vill.nishihara.kumamoto.jp>